

**高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会
～創造性を育むために～**

最終報告書

平成 26 年 4 月 22 日

目 次

I	はじめに.....	1
II	静岡県の未来を担う人材育成のために.....	2
III	新しい実学の奨励.....	4
IV	高校と大学の連携・接続の促進.....	11
V	静岡型飛び入学の導入.....	19
VI	魅力ある教育環境の実現に向けて.....	28
参考	高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会 ～創造性を育むために～の概要.....	29
資料編	35

I はじめに

全国的に少子高齢化が急激に進行し、生産年齢人口の減少による労働力の低下、経済規模の縮小などが懸念されている。また、社会や経済のグローバル化の進展により世界全体が知識基盤社会へと移行する中、日本は知の量と質を高めていくことが求められている。

こうした状況の中、国では教育再生実行会議や中央教育審議会等において、教育の再生や改革に関する検討が進んでいる。

中央教育審議会からの答申(平成25年4月25日)を受け、平成25年6月14日に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」では、教育課題の1つとして、価値観や人材の同質性・共通性を重視してきた結果、個々人の多様な強みを引き出す視点が不足していたことが指摘されている。また、教育に対する社会全体の連携の強化や各学校段階間、学校・社会生活間の円滑な接続ができていないことも挙げられている¹。

国ではこうした課題を受け、一人一人が多様な能力や個性を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができ、新たな価値を創造していくことができる生涯学習社会の構築を目指そうとしている²。

加えて、中央教育審議会では「達成度テスト(仮称)」の導入や高校教育の質の確保・向上、大学入学者選抜改革等の議論も進んでいるところである。

一方、静岡県においても少子高齢化が一層進行し、また、社会移動においては転出者数が転入者数を上回る状況が長期にわたり続くと推計されていることから、県外への若者の流出を緩和し郷土に着実に戻るよう、高等教育機能の充実や雇用の場の確保など、地域の魅力を磨くとともに、専門知識や高度な技術・技能などを備えた人材の確保と育成に努める必要がある³。

このような問題意識の下、国における教育再生、教育改革の動きを踏まえ、静岡県において理想とする教育をどのように実践していくかを検討するため、平成25年4月に本検討委員会が立ち上げられ、「静岡県の後期中等教育と高等教育の連携の在り方」を主要テーマに、6回の会議を開催し検討を行った。

本検討委員会では、十分な能力と意欲のある生徒が、より早く大学レベルの教育研究に進むことができるようにするための取組の1つとして、年度前半に大学への飛び入学について議論し、平成25年8月に「中間とりまとめ」として静岡型飛び入学の導入を提言した。

年度後半には、義務教育修了後の柔軟な進路選択に関し、一人一人の適性等に応じた選択肢を用意できるよう、受験科目に偏った教育を見直し「新しい実学」を奨励することや、飛び入学以外にも高校生が大学レベルの教育研究に触れることができる仕組みとしての高大連携を推進すること等について検討を行った。

この報告書は、一人一人が持つ多様で特色ある能力や個性を効果的に伸長するための高校と大学の連携・接続の在り方に関する本検討委員会の意見をまとめた報告書である。

^{1 2} 第2期教育振興基本計画 第1部 II我が国の教育の現状と課題

³ 静岡県総合計画後期アクションプラン(仮称) 「社会経済情勢の変化」

II 静岡県の未来を担う人材育成のために

1 魅力ある教育環境の実現に向けた取組の必要性

今後、静岡県の新たな創造的発展を支えていくためには、知識と教養を備え、廉直な心を大切にする人材が必要であり、教育こそが人々の多様な能力や個性を開花させ、人生を豊かにするとともに、社会全体の今後の一層の発展を実現する基盤であると考えられる。

静岡県においては、人々の能力や個性を伸ばし、生涯にわたって自己を高めることができる「学びの場」を、人生のそれぞれの段階に応じて提供することで、地域の未来を担い、各分野で地域社会を支えリードする多種多様な人材が育つ環境を整えていく必要がある。

そのためには、個々の学校が教育や研究などの質を向上させていくとともに、従来の画一的な教育や、高校と大学の連携・接続の在り方を見直し、一人一人の能力、適性、意欲、成長等に応じ、それぞれが持つ優れた資質を十分に伸ばしていく教育を実践していくことで、静岡県で「学びたい」、「学ばせたい」と憧れられる、魅力ある教育環境を実現していくことが重要である。

特に、生徒が義務教育修了後の進路を選択するに当たっては、個々の適性や意欲に応じ、生徒が真に学びたい分野、興味を持つ分野へ進むことができるようにすることが求められる。

さらに、後期中等教育と高等教育段階にあっては、高校や大学が有機的に連携を強めていくことにより、個々の能力や意欲、成長に応じた柔軟な教育を実施していくことも求められる。

2 取組の柱

(1) 新しい実学の奨励

義務教育修了後、生徒たちが真に学びたい分野、興味を持つ分野に進むことができる環境を整備するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツの分野において若者の資質や才能を伸ばすことのできる、実践的な学問としての「**新しい実学**」を奨励する。

(2) 高校と大学の連携・接続の促進

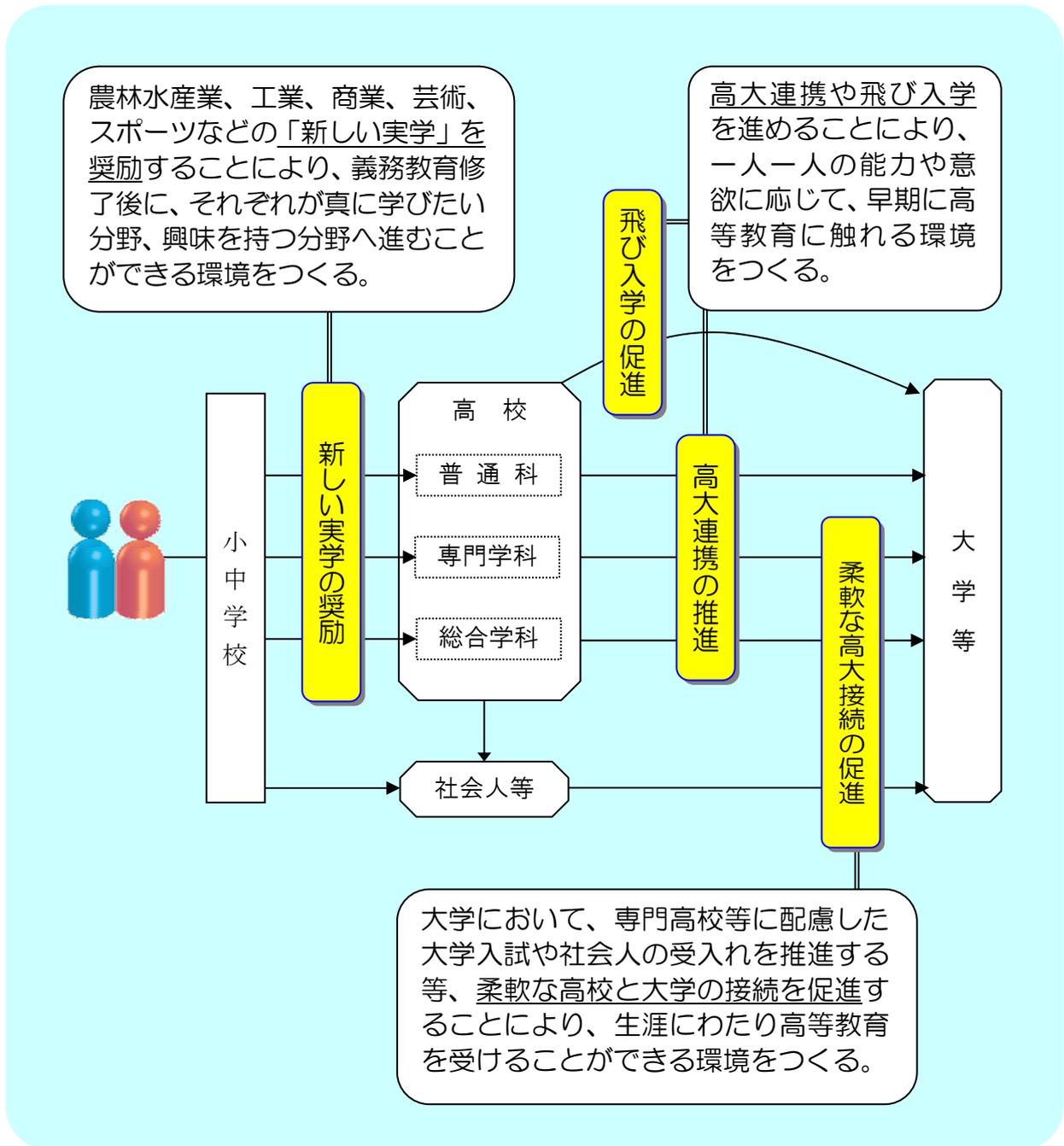
一人一人の能力や意欲、成長に応じた柔軟な教育を実践するため、高校と大学の連携を強化するとともに、柔軟な接続を促進していくことが必要である。

そこで、高校に籍を置きながら、より高度な教育内容に触れることが適切な生徒に対し、早期に高等教育に触れる機会を提供するための**高大連携を推進**する。

また、十分に大学レベルの教育を受けることができる高い能力と意欲を持つ生徒に対し、早期に高等教育に進むことができるよう**大学への飛び入学を促進**する。

さらに、大学における専門高校等に配慮した入学者選抜の実施や社会人の積極的な受入れを推進する等、より**柔軟な高校と大学の接続を促進**する。

【一人一人の能力・適性・意欲・成長に応じた魅力ある教育環境】



3 静岡県における教育の再生、改革への期待

静岡県においては、国における教育再生、教育改革の取組を踏まえながら、地域の未来を担う人材の育成のため、取組の柱に掲げた事項を地域総掛かりで実践していくことが期待される。

以下、取組の柱に掲げた「新しい実学の奨励」、「高校と大学の連携・接続の促進」に係る具体的な検討結果について記載する。

Ⅲ 新しい実学の奨励

1 現状

- ・ 高校への進学率が 98%を超え、今では高校は国民的教育機関となっているが、普通科への偏重傾向等により、職業系専門学科では生徒数や学科数が減少傾向にある⁴。
- ・ 静岡県においては、静岡県教育振興基本計画の中で「魅力ある学校づくり」として、地域社会の実情に応じた高校の専門学科等の充実など、特色ある学校づくりに取り組んでいる。

2 課題

- ・ 日本の学校制度は、いわゆる 6・3・3・4 制の単線型であり、画一的な教育により、個人の多様な強みを引き出すという視点が不足しているとの指摘がある⁵。
- ・ ある時点での専門分野、職業分野の選択が、その後の進路を制限するという消極的な固定概念が社会全体で見られる⁶。
- ・ 高校における理数教育や職業教育、将来の地域産業を担う専門的職業人材を育成する取組等の一層の充実を図る必要がある⁷。

3 検討結果の概要 ～後期中等教育以降の進路の複線化～

一人一人の能力や適性は多様であり、それぞれの能力や個性を最大限伸ばさせるためには、教育の在り方自体が画一的でなく多様であることが必要である。

特に、高校教育段階は義務教育とは異なり、個人の能力や適性、意欲等に応じて進路が選択されるものであり、一人一人が能力や適性に応じ、明確な目的を持って進路選択できるよう多様な選択肢を用意することが求められる。

そのため、農林水産業、工業、商業に加え、演劇・舞踊・音楽等の芸術、スポーツの分野で若者の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問を「新しい実学」として捉え、こうした分野で能力を発揮する若者を社会的に評価し、個々の能力や適性に応じた多様な進路を選択できるようにすることが重要である。

そこで、後期中等教育以降の新しい実学の奨励を担う教育機関の充実を図るとともに、高等教育への接続を柔軟なものとする等により、高校段階から生涯に渡り新しい実学を学ぶ環境を整えることを目指す。

⁴ 文部科学省学校基本調査

※高等学校職業系専門学科の割合及び生徒の割合

		昭和 50 年	平成 24 年	増減
職業系専門学科の割合	全 国	48.0%	30.4%	- 17.6%
	静岡県	47.9%	28.5%	- 19.4%
職業系専門学科に在籍する生徒の割合	全 国	29.5%	19.3%	- 10.2%
	静岡県	37.8%	20.9%	- 16.9%

^{5 6} 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(H23.1)」

⁷ 静岡県教育振興基本計画第 2 期計画 (案)

4 新しい実学を奨励していくための方策

農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツの分野において、若者の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問である「新しい実学」を奨励していくためには、広い意味での職業に関する教育をどの段階で、どのように実施していくかを考える必要がある。

そこで、こうした分野の教育を担う後期中等教育機関である高校の専門学科や総合学科(以下、「専門高校等」という。)の充実を図るとともに、新しい実学のうち、現在の教育の中で副次的な取扱いをされている芸術やスポーツを積極的に奨励していくという観点で議論を行った。

(1) 専門高校等の更なる充実及び周辺環境の整備

専門高校等の活性化については、これまで中央教育審議会等⁸において検討され、第2期教育振興基本計画の中でも具体的な取組⁹が示されている。

また、本県においても静岡県産業教育審議会からの答申¹⁰や理想の学校教育具現化委員会からの提言¹¹等を受け、職業教育、キャリア教育の推進及び専門高校等の充実を図ってきた。

こうしたことを踏まえながら、新しい実学の奨励という視点も加え、専門高校等の更なる充実及びその周辺環境の整備を行うことが求められている。

ア 専門高校等の現状と課題

- ・ 高校においては普通科と比べて職業系専門学科の生徒数や学科数は減少傾向にあるが、これについて国では、少子化の影響による生徒数の減少や高校の再編整備、普通科への偏重傾向等の影響による見方をしている¹²。
(志願者の確保に課題を抱えている学校・学科が見られる。)
- ・ 豊富な経験や高度な技術・技能を持った教員が、大量に退職する時期を迎え、教育現場において技術・技能の継承等が喫緊の課題となっている¹³。
- ・ 施設・設備の老朽化は著しく進み、実験、実習の内容が時代から乖離しつつある状況も見られる¹⁴。
- ・ 専門分野に関連した職業体験や、技術・技能習得等を目的とした長期間のインターンシップを実施するための体制の整備が十分にできていない。

⁸ 関連する直近の答申は「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(H23. 1)」

⁹ 基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化。

¹⁰ 「専門学科等における職業教育の改善・充実及び体制整備の基本方向について(H19. 9)」

¹¹ 「理想の学校教育の実現を目指して(H20. 10)」

¹² 「専門学科(職業学科)における近年の動向と課題(文部科学省作成資料)」

^{13 14} 「静岡県産業教育審議会答申(H19. 9)」

イ 職業人として求められる知識・技術等の高度化・複雑化への対応

経済のグローバル化や科学技術の発展が一層進む中、求められる知識・技能や人材の需要が高度化・複雑化している。また、本県においては、従来のものづくりに加え、6次産業化を目指す農林水産業や、成長分野である医療・健康、光、食品、環境・エネルギー産業等の育成に力を入れている。

こうした社会のニーズや地域の実情等に対応した教育が必要である。

具体的には、現在約55%の卒業生が就職している¹⁵県内高校の職業系専門学科では、広く地域産業に役立つ人材の育成が求められる一方、高度化した企業ニーズ等に応え、新たな価値の創造に参画できる高度職業人の育成も視野に入れた専門教育の充実、さらには、グローバル化等への対応に向け、外国語をはじめとする共通教科の学習の充実を併せて行うことが重要である。

【具体的取組の例示】

- ・ 社会ニーズや地域の実情等に即した実験、実習内容の充実
- ・ 積極的なインターンシップの実施
- ・ 企業や農林水産業従事者等のプロフェッショナル人材や退職者等を講師として活用
- ・ 国際理解教育、高校段階からの海外留学の促進
- ・ 夏休みや土日等を活用した、一般科目の授業機会の確保
- ・ 施設、設備の老朽化対策及び高度化への対応

ウ 大学や企業、地域等との連携の促進

専門高校等の魅力を高めるためには、職業人として求められる知識・技術等の高度化・複雑化への対応を図っていくことに加え、そうした取組を大学や企業と連携して実施することで、より高度で実践的な教育を実施していくことも求められる。

また、専門高校等から大学に進学しやすい環境を整えることも重要であり、就職を希望する生徒に対しては、地域で雇用の場を用意するとともに、企業における処遇について十分な配慮をする必要がある。

その際、各種資格の取得や顕彰制度の活用等により、専門高校等卒業生の付加価値を高め、大学入学者選抜や企業での採用における判断基準の一助となるような仕組みづくりも検討することも考えられる。

なお、専門高校等においても大学進学を前提とした学科¹⁶を整備し、そうした学科を中心に積極的に高大連携を推進し、実践的な技術・技能と理論・学力の両方を持ち合わせた人材の育成を目指すことも重要である。¹⁷

¹⁵ 平成25年度学校基本調査（国公立の全日制高等学校）

¹⁶ 県内の専門高校等では、県立科学技術高等学校理工科（理数科）や県立浜松工業高等学校理数工学科の例がある。

¹⁷ 大阪府では平成26年4月から、府立工科高校3校に大学進学を前提とした「工学系・大学進学専科」を新設。大阪工業大学と高大連携覚書を締結し、高大連携事業の充実を図るとともに、高大7年一貫のスムーズな教育による高度技術者の育成を目指すとしている。

【具体的取組の例示】

- ・ 大学の教員や企業による高校での講義等の実施
- ・ 大学や企業等の施設、設備を活用した実験、実習等の実施
- ・ 専門高校等における大学進学を視野に入れた学習指導、進路指導の実施
- ・ 専門高校等からの大学への受入れ枠の整備、拡大
- ・ 専門高校等から入学した学生向けのカリキュラム等の開発、実施
- ・ 企業と連携した長期研修等の実施
- ・ 専門高校等卒業生の雇用促進、処遇向上の検討
- ・ ジュニアマイスター顕彰制度¹⁸の活用、各種資格取得の促進、県独自の資格顕彰制度等の検討

エ 専門高校等に対する理解促進

新しい実学の分野を目指す生徒たちが、積極的に専門高校等を目指すようにするためには、中学生やその保護者はもちろんのこと、広く企業や県民に専門高校等の魅力を伝え、理解を深めていくことが重要である。

また、有名校や難関校など学(校)歴を重視する社会の意識や評価を改め、一人一人が持つ能力や技術、技能などによって評価される環境を整えていくことが求められる。

【具体的取組の例示】

- ・ 中学生や保護者に対する専門高校等の取組や教育内容等のPRの推進
- ・ 県民や企業等も含めたシンポジウム等による意見交換の実施
- ・ 学(校)歴重視社会の構造、評価等を変えるための啓発活動の実施
- ・ 専門高校等生徒を対象とした知事褒賞制度¹⁹の拡充

¹⁸ 平成13年度から実施されている、公益社団法人全国工業高等学校長協会が主催する工業系学科に在籍する生徒を対象とした顕彰制度。取得した資格や合格した検定試験及び各種競技・コンクール等での優秀な成績等を得点に換算し、「ジュニアマイスターゴールド」、「ジュニアマイスターシルバー」に認定している。

¹⁹ 静岡県では、平成24年度から県内の職業教育を主とする高等学校や専修学校、高等専門学校、県立の担い手養成施設の生徒等を対象とした知事褒賞制度を実施している。

(2) 新しい実学のうち、特に、芸術・スポーツ等を奨励していくための環境整備

若者の持つ多様な能力や個性を最大限に伸ばさせるという観点からは、これまで副次的に扱われてきた芸術やスポーツ等の分野においても、若者の資質を十分に伸ばしていく教育を実施していくことが求められる。

特に、後期中等教育以降の段階においては、芸術やスポーツ関連の専門学科を充実させていくとともに、普通科や職業系専門学科、総合学科等に在籍する生徒についても、高校に在籍したまま、芸術やスポーツの分野で活躍できる環境を整えることが重要である。

さらに、地域においては若者が芸術やスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、こうした分野の産業や雇用の創出を促進していくことが求められる。

【具体的取組の例示】

- ・ 高校における学校外での学修の単位認定制度²⁰等を活用した、芸術、スポーツ活動の促進
- ・ 芸術やスポーツ分野における産業創出、雇用創出の検討
- ・ 学校、地域の総がかりによる、芸術、スポーツ活動への取組

5 具体的な取組に向けて

(1) 各主体における取組

ここまで述べてきた方策を具体的に実施していくに当たっては、県内の高校、大学、企業等が連携、協働して積極的に取り組むことが求められる。

【高校における取組】

- ・ 特色ある優れた取組を行っている専門高校等も多く²¹、こうした取組をさらに進めていくとともに、他の高校において取り入れていく。
- ・ 各学校の方針等に基づき、前述した取組について優先順位をつけ、できることから取り組む。

【大学における取組】

- ・ 新しい実学に関連する学部等の教育、研究の充実を図っていくとともに、特に専門高校等卒業生や社会人を積極的に受け入れていく。

²⁰ 高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、在学する高等学校以外の場における体験的な活動等の成果をより幅広く評価できるようにすることにより、高等学校教育の一層の充実を図ることを目的として、各校長の判断によって、高等学校の単位として認定することが可能となっている。(学校教育法施行規則第97条、98条、平成10年文部科学省告示第41号)

²¹ 県内の「新しい実学」に関する取組事例等については、資料編48～62ページを参照。

【企業等における取組】

- ・ 採用や採用後の処遇等に関し、学(校)歴による判断から、一人一人の能力や適性等による対応とするよう努める。
- ・ 新しい価値を創造し、新しい実学の分野での起業や雇用創出等に取り組む。

【行政における取組】

- ・ 高校、大学、企業等に対し、新しい実学の奨励に係る方策について積極的に取り組むよう働き掛ける。
- ・ 特に高校、大学に対して、必要な支援を行う。

(2) 取組に当たっての留意点等

多様な能力を持った子どもや若者たちが、義務教育から後期中等教育、高等教育へ進む過程においては、一人一人が持つ能力や適性に応じたキャリアパスが描けるような教育、指導を実施していくことが必要である。

また、現在の社会では、ある時点での専門分野、職業分野の選択が、その後の進路を制限するという消極的な固定概念が見られるため、行政が先頭に立ち、高校や大学の在学中はもとより、社会人になった後も、自分の進みたい方向性が変化した場合に対応できる社会、教育システムを構築するとともに、地域全体の意識を変えていく取組を行っていくことが重要である。

加えて、こうした取組は現行制度の中で十分に取組んでいけることも多いが、更に取組を深化させようとする場合には、法や制度の弾力的な運用や法改正等が必要になることも出てくる²²と思われ、行政はこうしたことについて、高校や大学等の意見を踏まえ、国に対して提案等を行っていくことも求められる。

なお、今回は専門高校等の活性化及び専門高校等から大学や企業への接続を中心に検討を行ったが、本県の専門高校等や職業教育、キャリア教育の在り方については、県において更に詳細な検討を行っていくことが必要であると考えられる。

加えて、専門高校等への進学に当たっては、中学校における教育や進路に関する指導、相談等が重要な役割を担っており、中学校の教員も含めた意見交換の場などを持つことも必要である。

また、新しい実学に関する教育を担う機関は、専門高校等や大学以外に、専修学校(専門学校)、各種学校、高等専門学校、職業訓練機関等²³もあり、今後はこうした機関も含めた活性化策や連携策等も検討していくことが求められる。

さらに、新しい実学は教育機関だけで学ぶものではなく、仕事や生活の中からも学ぶことができるものであり、地域全体が学びの場となるような環境をつくることも求められる。

²² 高等学校の学習指導要領の弾力的な運用や、教員免許を持たない企業人等による授業実施に係る制度要件の緩和、高等学校卒業程度認定試験における専門科目等の試験科目の導入等が考えられる。

²³ 県内には、「新しい実学」に関連する高校、大学以外の教育機関が、専修学校 87 校、高等専門学校 1 校、公共職業訓練校(若年者コース) 5 校、農林漁業後継者養成施設 2 校がある。(詳細は資料編 40 ページを参照)

○参考 企業の視点から

一般社団法人静岡県経営者協会会長（静岡ガス株式会社会長）岩崎清吾氏の発言²⁴

- ・ 静岡ガス(株)では、4年ほど前から明確な目的を持って高校生の採用を始め、現在まで定期的に、主として工業高校からの採用を進めている。
- ・ 高卒者採用の目的は、オペレーション現場の機能強化、社内での技能承継、エキスパートの養成、危機発生時の対応能力の向上である。
- ・ 高卒者は大卒者とは異なる育成プログラムを用意しており、5年間は同一職場で育成し、その後、専門分野を軸に据えたジョブローテーションで将来のエキスパートを育成する。
- ・ 待遇や昇進については学歴による区別は一切しておらず、能力、実績で同一評価している。
- ・ インターン希望の学生、生徒の積極的な受け入れも行っている。
- ・ 高卒者に対する職場の評価は非常に高い。会社もエキスパートとして育成するという明確な意思を持って接しており、本人もこうした期待に応えようとする意思が強い。
- ・ 高卒者は大卒者と比較し、技能の習得に時間がかかったり、社会人としての生活態度などに関する教育に時間がかかったりすることはある。
- ・ 他社の事例を見ると、ある製造業の企業では、新しい開発などは大卒あるいは院卒の技術者が中心となっているが、実際にもものづくりをやっている工業高校卒業生についても、いずれは海外工場で技術指導に当たるということも含めて人材育成を行っている企業もある。
- ・ 福島原発の事故の際、真っ暗闇の何にも見えない状況の中で、危機対応の実際の作業を行ったのは、現場の高卒のオペレーターの方々であり、現場において、肌感覚で音とか熱とか、そういったもので危機を察知する能力というのは、現場の経験で醸成される能力である。
- ・ このように、このエキスパートの能力というのは、もっと尊重されてしかるべきであると考えます。

²⁴ 第4回高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会にゲスト出席した際の発言要旨（H25.11.5）

IV 高校と大学の連携・接続の促進

1 現状

- ・ 個々の持つ多様で優れた能力を十分に伸ばしていくため、高校の生徒に対し、その能力や成長、意欲に応じて大学レベルの教育研究に触れる機会を提供することが重要であり、全国的に高校と大学の連携強化や大学への飛び入学等の取組が行われている。
- ・ 高等教育はユニバーサル段階にあり²⁵、全国的に専門高校等の生徒を対象とした入学者選抜や積極的な社会人等の受け入れが行われている。

2 課題

- ・ 高校と大学の連携については、全国的に見ると高校生が大学レベルの教育研究に触れることのできる各種取組は広がりを見せつつあるが、静岡県においては更なる取組を進めていくことが求められる。また、高校と大学間の理解や意思疎通が不足しているとの指摘もある²⁶。
- ・ 大学への飛び入学については、平成9年に制度が導入されたが、全国的に見ても十分に活用されているとは言いがたい状況にあり、県内大学では学部への飛び入学は実施されていない。
- ・ 県内大学では、専門高校等の生徒を対象とした高大連携・接続の取組が広がりを見せていない。

3 検討結果の概要 ～高校と大学との連携強化及び柔軟な接続の促進～

知識基盤社会に必要な汎用的能力や専門知識、実践的な技術や技能等を有し、地域社会の新たな創造的発展を支えるとともに、グローバル社会でも活躍できる人材を育成するためには、一人一人が持つ多様で特色ある能力を効果的に伸ばすことができる教育環境を整えることが重要である。

そこで、高い能力と強い意欲を持ち、大学レベルの教育研究に触れる機会を希望する生徒に対し、その適性や成長に応じ「高校生」「大学生」という枠組みに過度に制約されず、高校と大学等の連携の強化や柔軟な接続を図る必要がある。

学力において優れた成績を収めているが、全人格的成長の観点から、高校に籍を置きながら、より高度な教育内容に触れることが適切な生徒に対しては、高大連携による取組を進めることが望ましいと考えられる。

また、十分に大学レベルの教育内容を学ぶことができる高い能力と意欲を持つ生徒に対しては、大学への飛び入学という選択肢を提示できるようにすることが望ましいと考えられる。

さらには、専門高校等に配慮した大学入学者選抜の実施や大学における社会人の積極的な受け入れなど、生涯にわたって個人の多様な能力・個性を最大限に伸ばせる教育環境を整えるため、柔軟な高大接続の取組を進めることも求められる。

²⁵ 第2期教育振興基本計画 基本施策 27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化。

²⁶ ①大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会(文部科学省設置)報告書(H19.3)、②本検討委員会における意見。

4 高校と大学の教育上の連携を強化していくための方策

高校と大学がそれぞれの目的や役割を踏まえ、一人一人が持つ多様で特色ある能力を効果的に伸ばすためには、高校と大学の教育上の連携を強化していくことが重要であり、高校と大学との相互理解を深めるとともに、効果的な高大連携の取組を実施するための仕組みや環境を整えていく必要がある。

なお、専門高校等と大学との連携推進については本報告書6ページでも触れているが、ここでは高校の普通科や普通系専門学科も含めた幅広い分野での連携を強化していくための方策について検討を行った。

(1) 高校と大学の協議・交流の機会の拡大

高校と大学の連携を強化していくためには、高校と大学との相互理解を深めたり、関係者の交流を深めたりしていくことが重要である。

こうした取組は個別の高校と大学との間ではすでに行き渡り実施されており、以前と比較すれば大幅に進められているが、こうした取組をよりスムーズに効果的に行うようにするためには、総合的な窓口を設置することが必要である。

現在、多くの都道府県で教育委員会・高校等と大学等との連絡協議会が設置される²⁷とともに、全国の大学コンソーシアム²⁸等による様々な取組も行われている。

こうした既存の連携組織を活用し、高校と大学の協議・交流機会の拡大を図っていくことが求められる。

【具体的取組の例示】

- ・ 大学コンソーシアムや連携推進連絡会等、既存組織の活用及び活性化による高校と大学の交流、連携ネットワークの構築
- ・ 連携組織による個々の高校と大学との連携の仲介機能や窓口機能の強化
- ・ 高校関係者を対象とした各種研修、大学関係者を対象としたFD²⁹・SD³⁰の場を活用した交流機能の強化

(2) 高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会の提供

高い能力と強い意欲を持っているが、様々な観点から、高校に籍を置きながら、より高度な教育内容に触れることが適切な生徒に対し、大学レベルの教育研究に触れることができる機会を提供するため、以下のような取組を行っていくことが求められる。

現行制度の中でも、高校生としての身分を持ちつつ、科目等履修生³¹として大学の講義を受講することや公開講座、大学教員による出前講座の受講等、様々な取組が行われており、一人一人の能力や適性に応じ、適切な取組を行うことが必要である。

²⁷ 鳥取県、徳島県、沖縄県を除く44都道府県で設置。(H22年4月現在、文科省調べ)

²⁸ 静岡県ではこれまでの「大学ネットワーク静岡」の機能を強化し、平成26年3月に「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」が設立された。

²⁹ FD (Faculty Development) は大学教員の教育能力、資質向上のための取組をいう。

³⁰ SD (Staff Development) は事務職員の職能開発のための取組をいう。

³¹ 大学設置基準第31条第1項に規定される制度で、大学の定めるところにより、大学の単位を取得できる。

特に、普通科と比較して大学進学率が低い専門高校等の生徒に対しては、進路についての目的意識を持ってもらうためにも、積極的に高大連携を進めることが重要である。

【具体的取組の例示】

- ・ 高校生が、科目等履修生や聴講生として大学の授業科目を受講
- ・ 高校生が、大学が実施する公開講座を受講
- ・ 大学教員等による高校での出前講座等の講義や実験実習等の実施
- ・ ICTを活用した、高校生向けの大学講義等の配信
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）等の国の先進的な取組や、地方自治体における同様の取組の実施

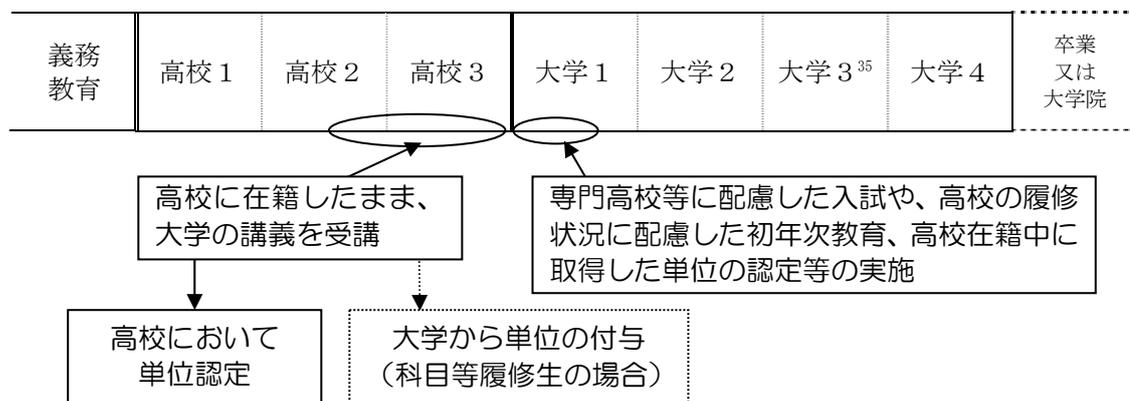
【高校在学中に大学の教育研究に触れる機会の具体的スキーム】

<高校在学中>

- 高校に在籍しながら大学の講義等を受講（科目等履修生、聴講生、公開講座、出前講座等）。
- 科目等履修生の場合、履修状況に応じ大学から単位の付与³²。
- 履修内容について、高校において学校外の学修として単位認定³³。

<大学入学時、入学後>

- 専門高校等に配慮した入学者選抜や初年次教育の実施等により、柔軟な高大接続による大学進学を可能にする。
- 高校在籍中に科目等履修生として得た単位があれば、大学において既修得単位として認定³⁴。



³² 大学設置基準第31条

³³ 学校教育法施行規則第98条。なお、大学から単位が付与されている場合でも、高校の単位として認定することは可能。

³⁴ 高校在学中に科目等履修生として単位を取得している場合には、大学入学後に当該単位を既修得単位として認めることができ、大学の卒業単位に含めることができる。なお、高校在学中に受講した大学と異なる大学に進学した場合でも、入学した大学の判断により既修得単位として単位を認めることは可能。（大学設置基準第30条第2項）

³⁵ 3年次までの履修状況を大学が判断し、特に優秀な学生に対しては早期卒業（学校教育法第89条）や大学院への飛び入学（学校教育法第102条）の活用を検討する。

(3) 高大連携により期待される効果等

高校と大学の教育上の連携を促進していくことにより期待される効果や実施する際の留意点について、これまで国において整理されたものを踏まえ、本県の現状等も考慮した上で、以下のように整理した。

ア 期待される効果

各高校や大学がどのような目的を持って、どのような連携取組を行うかにより、その教育的効果は様々である³⁶。

【生徒への効果】

- ・ 高校在学中に大学の教育や研究に触れることにより、大学進学についての意欲や目的意識を持つことができる。
- ・ 生徒が興味を持つ分野の学習をより進めることができる。
- ・ 生徒の能力、適性等に応じた学習の機会が広がる。
- ・ 大学の教育や研究に触れるだけでなく、大学教員や大学生との交流機会を持つことにより、人間的成長が期待できる。

【高校への効果】

- ・ 生徒一人一人の能力、適性等に応じた教育、進路指導の選択肢が広がる。
- ・ 高校教員と大学教員等との交流を進めることにより、教員の質の向上が期待できる。
- ・ 大学の教育内容の踏まえた進路指導や学習指導を進めることができる。

【大学への効果】

- ・ 高校の学習内容や指導方針等を理解することにより、大学での初年次教育やカリキュラムの整備につなげることができる。
- ・ 意欲のある高校生を受け入れることで、大学生への刺激となることが期待できる。
- ・ 特色ある取組を実施することで、大学の魅力向上が図られ、内外に広くアピールすることができる。

【社会への効果】

- ・ 学校教育全体としての教育の多様化、弾力化を推進する契機となる。

イ 実施に当たっての留意点

高大連携を実施するに当たり、個々の生徒のニーズや意欲を踏まえずに、一律に大学レベルの教育研究に触れる機会を与えようとした場合は、その趣旨に反し、本来の目的を達成することが困難であるとの指摘がなされている³⁷。

また、指導内容や指導体制についても様々な課題が考えられる。

³⁶ ³⁷ 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会(文部科学省設置)報告書(H19.3)

- ・ 高校生の履修の実態に配慮し、高校における卒業単位取得の妨げとならないようにする必要がある。
- ・ 高校と大学の所在地によっては、距離的に生徒の移動が困難となる場合がある。
- ・ 高校、大学それぞれが高大連携の取組による業務負担の増加を望まない。
- ・ 大学レベルの教育研究に触れることにより、自らの能力に不安を感じる生徒も現れることが考えられる。
- ・ 高校と大学の双方で、個々の生徒の能力や適性、意欲を十分に把握し、適切なプログラムを用意する必要がある。

(4) 本県において高大連携を進めていくための具体的方策

高校と大学の教育上の連携を強化していくためには、実施する高校及び大学がその目的を明確にして取り組んでいく必要がある。

本検討委員会では、高校と大学の相互理解を深めることによって教員や教育の質の向上が期待できること、また、高い能力と強い意欲を持っている生徒が、大学レベルの教育研究に触れることによって大学進学のための目的や意識を明確にするとともに、生徒の学習の進展が期待できることを主な目的と考えて検討を行った。

県内の高校及び大学が積極的に取り組んでいくとともに、行政や連携組織等がその取組を着実に支えていくことが重要である。

特に、行政は高大連携に取り組む際に生じる生徒の負担、高校の負担、大学の負担を軽減するための方策について検討し実施していくことが必要である。

【高校及び大学における取組】

- ・ 科目等履修生や聴講生、公開講座等を活用し、高校生が大学で学習できる機会の拡充を図る。
- ・ 大学教員による高校への出前講座等の拡充を図る。
- ・ 高校での履修状況に配慮した大学の受入れプログラムを、高校と大学が連携して検討する。
- ・ 大学での受講等について、高校でフォローアップを行う等、生徒に対する助言や相談体制の整備に取り組む。
- ・ 高大連携の成果を検証し、取組の質の向上を図るとともに、地域に還元することを検討する。

【行政における取組】

- ・ 大学コンソーシアム等、既存の連携組織と協働し、高大連携の総合的な調整や窓口機能の整備を図る。
- ・ 高校や大学、生徒の様々な負担を軽減するための方策を検討し、実施に向けた取組を行う。

5 高校と大学の柔軟な接続を促進していくための方策

高校から大学への接続について考えた場合、高等教育へのユニバーサルアクセスを確立し、生涯にわたって個人の多様な能力を最大限に伸ばせる教育環境を整えることが重要である。

そのため、大学入学者選抜における様々な配慮や、大学における高校での履修状況に配慮した教育等を実施していくことが重要である。

また、高い能力と意欲を持つ若者に対しては、高校に在籍しながら大学レベルの教育研究に触れるだけではなく、年齢に関わらず大学に進学するという選択肢を用意することも重要である。

なお、大学への飛び入学については別に詳しく述べることとし、ここでは飛び入学以外の柔軟な高大接続について述べることとする。

(1) 専門高校等の生徒、卒業者、社会人に配慮した大学入学者選抜

現在の大学入学者選抜においては、センター試験の受験科目である5教科7科目が重視され、専門高校等の生徒は普通科の生徒と比較して、こうした教科の修得が進んでいないことが指摘されている。

全国的に見ると、専門高校等の生徒を対象とした入試を実施する大学が増加³⁸しており、県内でも、いくつかの大学が専門高校等の生徒を対象とした入試や、専門高校等で履修する専門科目を入試の選択科目とするなどしており、こうした取組がさらに広がっていくことを期待する。

また、専門高校等においても、教育目的や専門教育とのバランスを考慮した上で、大学進学も視野に入れたカリキュラムなど、より柔軟な取組を検討することも求められる。

【具体的取組の例示】

- ・ 専門高校等からの大学への受入れ枠の整備、拡大（再掲）
- ・ 大学における専門高校等生徒を対象とした入試の実施や専門高校等生徒に配慮した入試科目の検討
- ・ 大学における専門高校等を卒業した社会人に配慮した入試の実施
- ・ 専門高校等における大学進学を視野に入れた教育の実施（再掲）

(2) 高校、大学それぞれの履修内容等に配慮した教育

大学進学率が高くなった現在、専門高校等に限らず、普通科を卒業した生徒でも、高校教育段階での履修状況には大きな差がみられる。

全国の大学教員を対象とした調査によると、約60%の教員が学生の学力低下に問題意識を持っており、「科目知識」、「基礎的能力」、「学力全般」において約70%の教員が「低下」、「やや低下」していると感じている³⁹。

³⁸ 平成25年度では、全国の36大学（64学部）で専門高校・総合学科卒業生を対象とした入試が実施され、志願者数684人、合格者数546人、入学者数497人となっている。（文部科学省平成25年度国公立大学入学者選抜実施状況）

³⁹ 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（H20.12）」

また、大学1年生を対象とした調査によると、27%の学生が「大学の授業についていけない」と回答している⁴⁰。

こうした状況の中、高校においては教育の質の確保、向上等に取り組む必要がある。

また、大学においては、それぞれの教育理念等を確立し、それに応じた入学者受入方針を明確化するとともに、特に入学直後の教育において、各学生の高校での履修状況等を十分に配慮した教育プログラムを実施することが重要である。

さらに、高校と大学が十分な連携を図り、教育内容の接続について配慮することも求められる。

【具体的取組の例示】

- ・ 大学教育に円滑に移行するための、大学における初年次教育の充実
- ・ 大学での補習授業や高校での履修状況に応じた授業の実施
- ・ 高校の教育内容と大学入試や大学における教育内容との連続性の確保
- ・ 専門高校等から入学した学生向けのカリキュラム等の開発、実施（再掲）

（3）その他の取組

静岡県においては、ここまで述べてきた取組をより充実させていくため、高校と大学の柔軟な連携や接続に取り組みやすい制度である国際バカロレア⁴¹認定校⁴²や単位制高校、中高一貫教育校等の拡充等について更に検討を進めていくことを期待する。

【具体的取組の例示】

- ・ 国際バカロレア認定校の拡充に向けた検討
- ・ 単位制高校、中高一貫教育校等の拡充やさらなる活性化に向けた検討
- ・ 国際バカロレア認定校等を対象とした弾力的な大学入学者選抜の実施
- ・ 社会人（特に専門高校等卒業者）の学び直しの場や学位（資格）取得の場としての大学の活用

⁴⁰ 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（H20.12）」

⁴¹ スイスに本部を置く財団法人国際バカロレアが提供する教育プログラム及び資格の総称。16歳～19歳を対象としたDP（ディプロマプログラム）の課程を修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際バカロレア資格を取得することができる。国際バカロレア資格は国際的に認められている大学入学資格の1つであり、日本においても学校教育法施行規則第150条第4号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定を受けている。

⁴² 財団法人国際バカロレアの審査に合格し、認定校加盟費を納入する必要がある。現在、世界146カ国で約3,600校が認定されており、日本では27校が認定されている。本県では私立加藤学園暁秀高校が認定されている。

(4) 取組に当たっての留意点等

本検討委員会では、主として、現行制度を活用して県内の大学や高校で実施するための方策について検討を行ってきた。

高校と大学の接続については、現在、国において抜本的な制度の見直しに向けた検討が進められており、今後、国の動向を十分に把握した上で取り組んでいくことが求められる。

また、新しい実学を奨励するための方策でも述べたが、後期中等教育機関と高等教育機関等の連携や柔軟な接続を考える場合、その主体は高校と大学に限定されるものではなく、その目的等によっては、専修学校（専門学校）や高等専門学校等も含めた連携、接続を考えることが必要である。

さらには、初等教育段階からの新しい実学の奨励や、初等教育から高等教育までの連携や接続についても、検討していくべき課題であると考えられ、静岡県ならではの教育システムの構築に向け、引き続きこうした課題に関する検討を行っていくことを期待したい。

V 静岡型飛び入学の導入

飛び入学制度は、特定の分野で特に優れた資質を有する学生⁴³に、早い時期から高等教育を受ける機会を提供し、学問の新しいフロンティアを開拓⁴⁴するような研究者の育成を目指すものであり、先進的に取り組んでいる千葉大学では、入学者選抜、教育・指導の体制を手厚く整備し、エリート研究者の育成を行っている。また、千葉大学に続いて飛び入学を導入した各大学では、研究者の育成に限らない人材育成を行っている。

静岡県においては、こうした先行事例を踏まえ、研究者や高度職業人⁴⁵など、幅広く地域を支えるとともに、グローバル社会でも活躍できる人材を育成することを念頭に、柔軟な飛び入学を実施し、本県で学ぶ多くの優秀な若者⁴⁶に進路の選択肢を増やすことを目指すものとする。

1 静岡型飛び入学の目的と育成する人材のイメージ

(1) 目的

一人一人の能力・適性・意欲・成長に応じ、優れた資質を積極的に伸長する教育を進め、優れた研究者の養成だけでなく、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツなど「新しい実学」の分野を中心とした高度職業人、多様な分野で社会や地域をリードする人材など、静岡県を支えるとともに、グローバル社会でも活躍できる人材の育成を図る⁴⁷ことを目的とする。

(2) 方向性

- ① 大学の定める分野で特に優れた資質を有する者を、研究者として育成する。
- ② 新しい実学の分野で特に優れた資質を有する者を、より高度で専門的な知識・技術を持った高度職業人として育成する。
- ③ 早い段階で、学力・能力が大学の求める水準に達している者を、多様な分野で社会や地域をリードする人材として育成する。



① ⇒ 従来の飛び入学の形 … 『千葉大学モデル』	} 『静岡型飛び入学』
②③ ⇒ 新しい飛び入学の形 … 『新しいモデル』	

⁴³ 現行制度の飛び入学では、大学の定める特定の分野で他に抜きん出て優れた資質であることを指し、国において画一的な基準を示しているものではなく、第一義的には実施する大学の責任の下に運用されるものである。

⁴⁴ 平成9年中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

⁴⁵ 我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等をいう。(第2期教育振興基本計画)

⁴⁶ 高い学力・能力を有し早い時期に専門家から適切な指導を受けることが望ましい者に加え、高い学力・能力を有しながらも様々な要因で高等教育を受けられない者も含めて対象と考える。

⁴⁷ 現行制度は、受入れ大学に対し大学院の設置が義務付けられているとおり、研究者の育成等が主たる目的となっており、高度職業人の育成を目的とし、学部卒業後すぐに社会に出ることを想定する場合には文部科学省との協議を要すると考えられる。

2 静岡型飛び入学のスキーム

(1) 年齢要件

現行制度では 17 歳にならないと飛び入学の資格が得られないが、当面は現行制度の年齢要件に関する枠組みの中で、幅広い分野で飛び入学を導入することを目指す。なお、将来的には、17 歳を待たずに飛び入学することを可能とするよう、法改正⁴⁸を求めていくことも視野に入れたい。

【現行制度を活用した飛び入学】

- ・ 高校 2 年在籍(高等学校卒業程度認定試験合格)後、17 歳で飛び入学する。

義務教育	高校 1	高校 2	大 学 ※ ⁴⁹	大学院
	(高卒認定試験)			

(参考①)：一般的な大学への進学)

義務教育	高校 1	高校 2	高校 3	大 学 ※ ⁴⁹	大学院
	(高卒認定試験)				

(参考②)：旧学校制度における飛び入学⁵⁰)

(通常)	小学校(6年)	中学校(5年)	高等学校(3年)	帝大(3年)
(飛び入学)	小学校(5年修了)	中学校(4年修了)	高等学校(3年)	帝大(3年)

⁴⁸ 現行制度では学校教育法第 90 条第 2 項及び同法施行規則第 153 条で「高等学校に 2 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)」と規定されており、法改正等が必要となる。

⁴⁹ 大学の早期卒業制度や大学院への飛び入学制度を活用することも可能。

⁵⁰ 旧学校制度においては、尋常小学校第 5 学年修了(通常 6 年)から旧制中学校への早期入学、旧制中学校第 4 学年修了(通常 5 年)から旧制高等学校高等科への早期入学を一般的に認める制度が存在した。昭和 5 年において、旧制中学校への早期入学は、全入学者の 0.5%、旧制高等学校高等科への早期入学は、全入学者の 24.8%であった。(大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会(文部科学省設置)の平成 19 年 3 月 22 日付け報告書「過去の旧制中学校・旧制高等学校高等科への早期入学等との比較」)

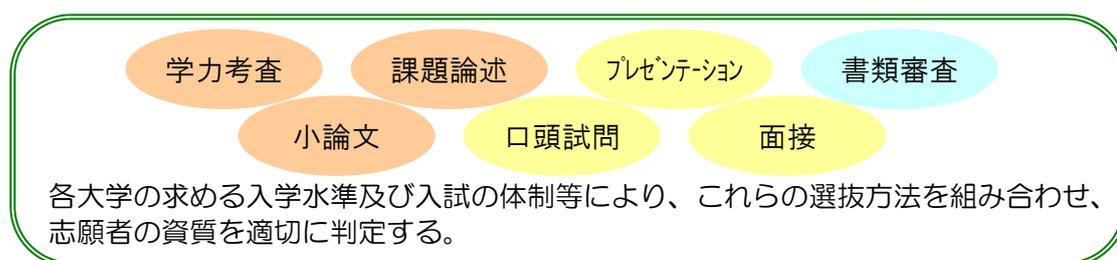
(2) 「優れた資質」の判定

飛び入学を実施する大学は、各大学の個性・特色などにより、様々な方法で優れた資質について判定することとされており、具体的には、高校長等からの推薦、国内外のコンテスト等における成績、出願者に対する面接や小論文などで判定している⁵¹。

千葉大学では、出願資格を「募集分野において優れた資質を有し、その探求を志す者」等とし、書類選考、課題論述、面接によって判定している。なお、一部分野については課題論述に替えて前期日程試験の筆記試験を課している。

一方、成城大学や昭和女子大学では、出願資格を「高校の評定平均値 3.8 以上で、募集する分野の評定平均値が 4.5 以上の者」等とし、書類選考、筆記試験、面接等によって判定しており、こうした事例を参考に、各大学の求める水準に応じた出願資格を定め、各大学の入学者選抜試験や小論文、面接、口頭試問等を組み合わせる入学者の判定を行うことも可能である。

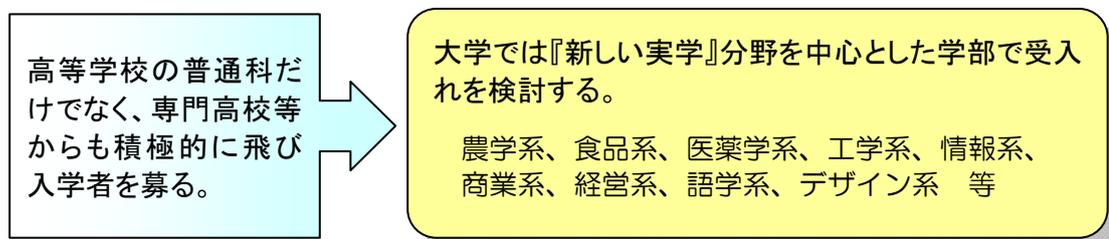
なお、農林水産業、工業、商業等の職業系専門学科や総合学科の生徒を対象に飛び入学を実施する場合には、各分野のコンテスト等での成績や高度な資格の取得状況等を判断基準とするとともに、例えば外国語や簿記、情報処理などの専門教育に関係する試験を実施するなど、特別な選抜方法を検討することも望まれる。



(3) 想定される実施学部等

静岡型飛び入学の特徴である高度職業人の育成という視点で考えた場合、県内大学の、新しい実学に関する学部⁵²において、飛び入学を実施していくことが望まれる。

また、高校の普通科や理数科、国際科等の普通系専門学科で学ぶ生徒だけでなく、職業系専門学科や総合学科の生徒においても、積極的に飛び入学制度の活用を図ることが望まれる。



⁵¹ 文部科学省ホームページ「飛び入学制度に関するQ&A」。

⁵² 現行制度の飛び入学では、大学院設置学部に限られる。

<参考：県内の大学院を設置している4年制大学・学部>

種別	大学名	学部(大学院設置学部)
国立	静岡大学	人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部
	浜松医科大学	医学部
公立	静岡県立大学	薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部
	静岡文化芸術大学	文化政策学部、デザイン学部
私立	静岡理工科大学	理工学部
	聖隷クリスファー大学	看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部
	東海大学	海洋学部
	常葉大学	社会環境学部、教育学部、外国語学部、健康プロデュース学部
	日本大学	国際関係学部

(4) 大学における受入れ体制

千葉大学のように、飛び入学のための専用のプログラムや、組織、設備等を整備することは理想的であるが、そのためには費用と時間を要する。一方、他の飛び入学実施大学のように、特別な組織や設備等を整備せず、一般の学生と同じカリキュラムで飛び入学者を育成している場合もある。

飛び入学を実施するに当たり必要な教育研究上の実績及び指導体制については、適切なカリキュラムの編成、必要な教員の確保、助言体制・相談体制の整備等が求められている⁵³が、文部科学省では、最終的には各大学の判断により、通常のカリキュラム等の中で優れた資質の伸長を図ることも可能である⁵⁴としている。

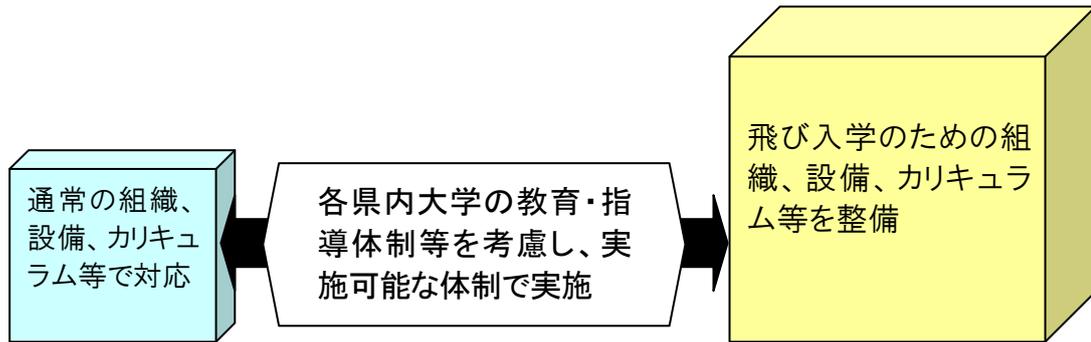
そこで、静岡県内の大学では、それぞれの教育、指導体制等を勘案し、優れた資質を伸ばすための体制のほか、飛び入学者の人間形成にも配慮しつつ、実現可能な体制で実施することが望ましいと考えられる。

なお、専門高校等の生徒を高度職業人として育成するような場合には、大学において専門分野以外の科目の修得について配慮が必要になると思われ、通常教育、指導体制等で対応ができるかどうか十分に検討する必要がある。

また、学生の経済的負担の軽減については、行政や企業等と連携して、その対応を検討することが求められる。

⁵³ 学校教育法第90条第2項、平成13年12月27日付け文部科学省高等教育局長・生涯学習政策局長通知。

⁵⁴ 文部科学省ホームページ「飛び入学制度に関するQ&A」。



3 静岡型飛び入学導入で期待される効果等

飛び入学を導入することで期待される効果等については、国においてもすでに整理されているが、これまで述べてきた「静岡型飛び入学」特有の効果等も考えられる。

(1) 期待される効果

飛び入学を実施することの効果としては、一般的には優秀な若者が早期から高等教育を受けることができることや、飛び入学者を受け入れることによる大学教育の活性化等が挙げられている⁵⁵。

静岡型飛び入学の場合、こうした効果に加え、「新しい実学」の分野での飛び入学を実施することにより、優秀な若者の進路の選択肢がより広がることや、飛び入学者が高度職業人として社会で活躍できること等が考えられる。

【学生・生徒への効果】

- ・ 早い時期から大学の高度で専門的な教育を受け、優れた資質を早くに伸ばすことができる。
- ・ 特定の分野で特に優れた資質を持つ者にとっては、画一的、技術的な大学入試や不得意分野等から解放される。
- ・ 一人一人の能力、適性等に応じた進路の選択肢が広がる。
- ・ より早く社会で活躍することができる。
- ・ 教育機関に在籍する期間を短くすることで経済的負担が軽くなる。

【高校への効果】

- ・ 一人一人の能力、適性等に応じた教育、進路指導の選択肢が広がる。
- ・ 意欲のある生徒の希望に即した教育をより一層進めることができる。
- ・ 新しい実学の分野で飛び入学を進めることで、専門高校等の活性化が期待できる。

⁵⁵ ①大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会(文部科学省設置)の平成19年3月22日付け報告書「飛び入学の位置付け」、②本検討委員会における意見、③千葉大学先進科学センター等へのヒアリングにおける意見。

【大学への効果】

- ・優れた人材を入学させることで、教育・研究の活性化が期待できる。
- ・特色ある取組を実施することで、大学の魅力向上が図られ、内外に広くアピールすることができる。
- ・新しい実学の分野で飛び入学を進めることで、特色ある教育・研究の推進を図ることができる。

【社会への効果】

- ・学校教育全体としての教育の多様化・弾力化を推進する契機となる。
- ・最先端の研究が推進されるとともに、高度な研究成果の還元等が期待できる。
- ・より高度で専門的な知識・技術を持った高度職業人が育成され、産業、社会の発展を支えることができる。
- ・企業等では、高等教育を受けた若者を、より早く雇用することができる。

(2) 留意点等

これまで飛び入学制度が十分に活用されてこなかった要因としては、主として、飛び入学の効果や必要性に対する社会的な理解が進んでいないことに加え、受入れ体制の整備や実施に当たっての実務的な問題、業務負担の増加、さらには人格形成に与える影響への懸念等が挙げられている⁵⁶。

【目的、効果、必要性等】

- ・飛び入学制度を導入することにより、個人・大学・社会にもたらされる効果が明確に示されていない。
- ・教育において、年齢に基づく「公平性」、「平等性」の考え方が強く存在する。
- ・生徒の友人や保護者など、生徒の周囲の者が、定められた年齢よりも早く進級、進学するという文化に慣れておらず、理解が得られにくい。
- ・大学にはそれぞれのアドミッションポリシー⁵⁷があり、教育目的達成における飛び入学実施の必要性について、いまだ大学内での理解が得られていない。

【実施に当たっての実務的な問題】

- ・大学が飛び入学制度の導入による業務負担の増加を望まない。
- ・特に優れた資質を有すると認める者の判断が困難である。
- ・飛び入学出願の際に必要な学校長の推薦を行わない高校がある。
- ・入学後、特に優れた資質を伸ばし、それ以外の部分を大学卒業レベルまで引き上げるため、必要な体制を整備する必要がある。
- ・飛び入学制度により、高校生活の早い段階から過度の受験競争とならないようにする配慮が必要である。
- ・志願者を惹きつける大学の魅力向上及び情報発信が必要である。

⁵⁶ ①大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会(文部科学省設置)の平成19年3月22日付け報告書「これまで飛び入学の件数が伸びてこなかった要因」、②本検討委員会における意見、③大学ネットワーク静岡構成校・県内高校等へのヒアリングにおける意見。

⁵⁷ 当該大学・学部等の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針(平成25年5月31日付け文部科学省高等教育局長通知 平成26年度大学入学者選抜実施要項について)

- ・特に専門高校等では専門科目は高学年で多く履修するため、高校と大学のカリキュラムの見直しや調整が必要となる。
- ・卒業者が活躍できるような環境が整備されることが求められる。
- ・雇用の場を用意することが求められる。
- ・理想の形で実施するためには、法や制度の改正が必要となる。(飛び入学対象者に係る要件⁵⁸の緩和、飛び入学受入れ大学に係る要件⁵⁹の緩和 等)

【学生・生徒の人間形成等】

- ・専門分野に秀でていても人間的成長を考える必要がある。
- ・人間形成にとって重要な時期でもある高校生活が短縮されてしまう。
- ・高校卒業資格を得られない。
- ・飛び入学者が卒業後に活躍できるような環境が整備されることが求められる。

4 静岡型飛び入学を実施するための具体的方策

静岡県が行った高校生及びその保護者を対象とした「大学進学等に関する意識調査⁶⁰」では、「県内大学で飛び入学が実施された場合に受験したいか」との設問に、高校2年生の4.3%が「受験したい」、保護者の18.2%が「受験することに賛成である」と回答している。

こうしたニーズにしっかりと対応するため、静岡型飛び入学の実施に向け、現行制度内で直ちに取り組めるものと、制度改正や環境整備等、比較的時間を要するものに整理し、取り組んでいく必要がある。

また、同じ意識調査によると、飛び入学を実施する場合に求める支援として、生徒、保護者とも「入学金や授業料の減免」、「就職支援プログラム」、「教育・研究に関する特別なプログラム」が上位回答となっている。

そこで、飛び入学を実施する分野、対象、育成目的等は、各大学の方針等により決定されるものであるが、教育や人間形成に関して、飛び入学者をケアするためのシステムの構築や、卒業後の社会での受け入れや企業等での受け皿づくり、飛び入学者が方向転換する際の学び直しや雇用面でのフォロー等も考える必要がある。

なお、県内大学に飛び入学する志願者の目を向けさせるためには、相当強力なインセンティブが必要となると思われ、費用軽減や特別なプログラム等について検討することも必要である。

静岡型飛び入学の実施に当たっては、大学、高校、社会、行政が、それぞれが求められている取組を積極的に実施していくとともに、連携・協働することが重要である。

⁵⁸ 17歳と定められている年齢要件の引下げ又は撤廃、及び、入学志願者の資質について「特に優れた資質」から「大学入学に必要な学力」程度に緩和すること等が考えられる。

⁵⁹ 大学院が設置されていない大学や学部における飛び入学の実施等が考えられる。

⁶⁰ 調査結果の概要は本報告書資料編69ページを参照。

(1) 現行制度を活用した飛び入学導入に向けた取組

【大学における取組】

県内大学には、各大学の方針に基づき、飛び入学を実施する分野、対象、育成目的等について具体的な検討を行い、可能な限り早期に静岡型飛び入学を実施することを期待する。

- ・ 適切な出願資格の設定や入試の実施方法について検討する。
- ・ カリキュラムの編成等を検討するとともに、必要な教職員の確保等に向けた取組を行う。
- ・ 入学金、授業料やカリキュラム等について、飛び入学者に対するインセンティブの付与に関する検討を行う。
- ・ 学生に対する助言や相談体制の整備に取り組むとともに、人間形成に資するプログラムを用意する等、学生の人的成長を促す取組を行う。
- ・ 高校との連携を深め、飛び入学の積極的な周知に取り組む。
- ・ 飛び入学後、卒業が困難な者に対する転籍や転学等の配慮を行う。

【高校における取組】

県内の普通高校はもとより、専門学科や総合学科を設置する高校においても、一人一人の能力や適性を生かすよう、意欲と能力のある生徒に対し飛び入学を含めた進路指導等を積極的に行うとともに、保護者への周知や啓発を行うことを期待する。

- ・ 飛び入学に対応する進路指導や学習指導の実施に向けた検討を行う。
- ・ 生徒に対する助言や相談体制の整備に向けた検討を行う。
- ・ 飛び入学後、一部科目の補習等の機会の提供等について検討を行う。

【企業等における取組】

県内企業等には、飛び入学者の積極的な雇用や奨学金等への協力を求めたい。

- ・ 飛び入学者の卒業後の受け皿づくりに向けた検討を行う。
- ・ 奨学金等、飛び入学者に対するインセンティブへの参画に向けた検討を行う。

【行政における取組】

行政は、県内の大学に対し飛び入学実施のための働きかけを行い、意欲のある大学と積極的に協働し、具体的進展を図っていくことが必要である。また、飛び入学者のためのインセンティブの導入や、大学、高校、企業等の取組に対する支援について検討を進め、志願者を惹きつけるような環境整備を推進することが必要である。

さらに、義務教育修了後の柔軟な進路選択を可能にするための法改正及び制度改正等に向け、静岡県が中心となり、産学官が一体となって、国に対し働きかけることが必要である。

- ・ 飛び入学導入に向けた大学、高校、企業等の取組に対する支援を行う。
- ・ 生徒をはじめ、大学、高校、企業等のニーズの把握に努める。
- ・ 大学、高校、企業等と連携・協働し、飛び入学の具体化に向けた取組を推進する。
- ・ 奨学金等、飛び入学者に対するインセンティブの付与に関する検討を行う。

- ・ 飛び入学制度の周知や、県民、企業等への啓発に努める。
- ・ 小中一貫教育や中高一貫教育の推進等、初等教育段階からの柔軟な教育システムの構築に向けた研究、検討を行う。
- ・ 初等教育から高等教育までの各段階において、優れた資質を持つ人材を惹きつけ、育成する教育システムの構築に向けた研究、検討を行う。
- ・ 大学、高校、企業等と連携し、飛び入学後、卒業できなかった者等に対するフォローアップ体制の構築を図る。

(2) 静岡型飛び入学の充実にに向けた更なる取組

【静岡型飛び入学の普及に必要な制度改正等の提案】

- ・ 県が中心となり、大学院を設置していない大学や学部においても飛び入学を受け入れることができるよう、大学院設置要件の緩和⁶¹について国が検討を行うよう提案する。
- ・ 大学入試センター試験等の共通試験の飛び入学者選抜への活用、原則 18 歳となっている大学入学資格に係る年齢要件を撤廃⁶²、高校の早期卒業制度の導入等については、国において検討が進んでおり、その動向を踏まえ、早期に実現化できるよう提案する。

【大学間連携等による特に優れた人材育成のための方策の検討】

- ・ 個々の大学では実施が困難な場合、県を中心に産学官が協働し、共同学部や共同大学院、連携大学院の設置、大学間連携拠点の整備等について検討を行う。

⁶¹ 現行制度では学校教育法第 90 条第 2 項で「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること」と規定されている。なお、飛び入学者の大学院進学は義務ではない。

⁶² 学校教育法第 90 条第 1 項及び学校教育法施行規則第 150 条。

VI 魅力ある教育環境の実現に向けて

“ふじのくに”の未来を担う人材の育成のためには、後期中等教育から高等教育にかけて有機的に連携を深めていくことが重要であり、ここまでに提案してきた、「新しい実学の奨励」、「高校と大学の教育上の連携促進」、「静岡型飛び入学の導入」、「柔軟な高大接続の促進」といった取組を、適切かつ総合的に実施していくことが求められる。

高校と大学の連携や接続については、現在、国において抜本的な制度の見直しに向けた検討が進められているが、政策として実行されるまでには相当の時間を要することが見込まれる。

子どもたちの多様な能力や個性を十分に伸長する教育は喫緊の課題であり、国の動向を十分に把握しつつ、まずは、現行制度を柔軟に活用することで、すぐに実施できるところから取り組んでいくことが必要である。

各高校や大学等においては、それぞれの教育方針や目的、特色、個々の生徒・学生の能力や適性、意欲等に応じ、本報告書で述べた方策等について積極的に取り組んでいくことを期待するものである。

また、こうした教育システムは、幅広く地域を支え、本県の発展に寄与するとともに、グローバル社会でも活躍できる人材を育成するためのものであり、こうした人材が活躍する場としての企業等の協力を期待するものである。

県においては高校や大学等の取組を支援するため、必要な情報提供や連絡調整、財政的支援、その他の環境整備に努める必要があるとともに、企業や県民の意識改革のための啓発活動等を行うことも必要である。

また、後期中等教育機関と高等教育機関等の連携や柔軟な接続を考える場合、その主体は高校と大学に限定されるものではなく、その目的等によっては、専修学校（専門学校）や高等専門学校等も含めた連携、接続を考えることが必要であり、さらには、初等教育段階からの連携や接続についても、今後検討していくべき課題である。

そこで、初等教育から高等教育、生涯学習まで、総合的な教育システムの在り方について更に議論を深めていくことや、高校、大学、企業、県民の意識等に関する調査研究を行っていくことが求められる。

このような取組は1つの県で完結できるものではなく、本報告書の考え方や、それに基づく静岡県における取組が全国に広がり、国が進める教育再生・改革の一助となるよう期待するものである。

(参考)

高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会～創造性を育むために～の概要

1 設置要綱

(目的)

第1条 静岡県における後期中等教育と高等教育の連携及び接続のあり方や諸課題の解決に向けた方策等について検討するため、「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会 ～創造性を育むために～」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、広く、総合的に協議、検討を行う。

- (1) 静岡県の後期中等教育と高等教育との連携及び接続のあり方に関すること。
- (2) 6・3・3・4・2・3制のうち高等教育部分の抜本的見直し及び県内大学における飛び入学の実施に関すること。
- (3) 専門教育の充実及び新しい実学の奨励に関すること。
- (4) その他、後期中等教育と高等教育の連携及び接続に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、別紙の委員で構成し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。
- 3 委員長は、検討委員会を総括する。

(会議)

第5条 検討委員会は必要に応じて静岡県文化・観光部長が招集し、その進行は委員長があたる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討委員会は、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めるほか、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、静岡県文化・観光部文化学術局大学課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(設置要綱別紙)

委員名簿

(敬称略 五十音順)

職名等	氏名	備考
公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 (元文部大臣)	有馬 朗人	委員長
公益財団法人トヨタ財団理事長 (元文部科学大臣)	遠山 敦子	委員長代行
静岡県公立大学法人理事長 (元内閣府総合科学技術会議常勤議員)	本庶 佑	委員長代行
静岡大学学長	伊東 幸宏	
静岡県高等学校長協会副会長 県立清水東高等学校長	植松 豊	
静岡産業大学総合研究所所長	大坪 檀	
公立大学法人静岡文化芸術大学理事(教育研究担当) 静岡県学術教育政策顧問	興 直孝	副委員長
静岡県立大学学長	木苗 直秀	
(株)戸田書店取締役 (元静岡県教育委員会委員長)	鍋倉 伸子	
協立電機グループ CEO (元静岡経済同友会代表幹事)	西 雅寛	
県立浜松工業高等学校長	西岡 孝浩	
静岡県私学協会会長 学校法人聖隷学園理事長	長谷川 了	
県立田方農業高等学校長	渡邊 憲章	

※職名等は平成 25 年度のもの。

2 検討経過の概要

(1) 委員会開催等

	開催日	議 題
第1回	平成25年4月23日	飛び入学導入の方向性等
第2回	平成25年5月28日	飛び入学導入に向けた取組等
第3回	平成25年7月16日	中間取りまとめ(案)
	平成25年8月21日	中間取りまとめの知事への提出
第4回	平成25年11月5日	新しい実学の奨励
第5回	平成26年1月22日	新しい実学の奨励、高校と大学の教育上の連携
第6回	平成26年3月28日	最終報告書(案)
	平成26年4月22日	最終報告書の知事への提出

(2) 調査等

- ・ 千葉大学先進科学センター視察調査（平成25年5月8日）
- ・ 県内高校生の大学進学等に関する意識調査（平成25年9月）

3 検討委員会を終えて ～ 委員長、委員長代行から ～

■ 教養教育の重要性

20年前と比較し少子化が進んだこともあり、18歳人口は約200万人から約80万人減少しているが、大学進学率は25%から50%超に増加している。人口が減っている一方で、大学の数は増加しており、学生の質の低下が叫ばれている。

こうした中、大学には教養教育＝リベラルアーツ&サイエンスが求められてくる。これは元々アメリカで、大衆化しすぎた高校、大学の学力をレベルアップさせるために行われていたものであり、今日の日本の大学にこそ教養教育が必要となる。学問のおもしろさ、重要性を知り、その上で専門教育でより理解を深めるため、いつ、いかなる時代でも教養教育は不可欠となる。

■ 特色ある大学教育、大学入学者選抜の実現に向けて

昨今、大学に競争力が求められるようになったのはいい傾向だと考えている。今後は、大学の世界ランキングなどを意識し、人文・社会科学分野においても英語による授業の実施や、教員が英語で論文を書くことに力を入れるべきではないか。

また、外国人教員が少なすぎることから、国際舞台で活躍するためには、世界中から優秀な教員を集めることが求められる。

一方、大学への進学率は5割を超えており、今後、大学の大量化がより進むであろうと思われる。1980年代まで中堅技術者、専門職を養成していた工業高校、商業高校など専門高校の生徒数は、全体の2割程度まで減ってしまった。こうしたことから、現実的には大学がある程度、専門高校の教育を肩代わりすることになる。

そこで、簿記や経理の知識を身に付けさせる大学、旋盤や配電の技術を教える大学があってもいいと思う。教養教育は大変重要であるが、大学はすべて同じように教養、専門を教える必要はない。

また、国においても抜本的見直しの議論がなされているが、大学入学者選抜方法を見直すことも必要である。大学入試センター試験の代わりに、高校で学力を保証するとともに、大学の卒業認定も難しくする。高校までの教育、大学からの教育を徹底的に行わないと、日本の大学は滅びてしまう。それぐらいの危機意識を持つべきである。

委員長 有馬朗人（静岡県公立大学法人静岡文化芸術大学理事長）

■ 専門高校に学ぶ若者たち

以前から農業、工業、商業などの専門高校でどのような教育が行われているか見てみたいと思っていたところ、静岡県立田方農業高校を訪問する機会があった。

実際に農業を学ぶ高校生と触れあう中で、どの生徒もこの学校で学んだことを誇りに思い、そこでの学習が直接間接を問わず将来に役立つとの感想を語ってくれた。皆、それぞれに明確な将来像を持ち、実践的な教育課程を乗り越えてきた自信が漲っていた。

このように、農業高校で出会った生徒たちが皆いきいきとしており、目に輝きのあることに感銘を受けたが、やはり高校生のような青春期に自ら体を動かし、学習の目標がわかりやすく、実践的な技術を身につけられることが、生徒たちの生きがいや将来像づくりにどれほど有意義かがよくわかった。

■ 真に高校生の生きがいにつながる教育の実現に向けて

省みると、昭和 30 年代から 40 年代半ばまでは、高校生の 4 割が職業系専門学科の生徒であったが、平成 20 年代になってその割合は 20% を割り込んだ。

この間、普通科や総合学科指向が促されたことが、結果としてものづくり日本の基盤を支える立場のしっかりとした技術者たちが各方面で減少してきていることに直結していると思われる。

一方で最近の調査によると、専門高校のほうが普通科などの高校より「積極的進学が多い」、専門高校では「何かを作り上げる授業や目標を設定してのきめ細かく実践的な授業が多い」、「生徒たちの勉強への積極性が高い」との有意な差がでている⁶³ことは注目に値する。

現在大学においては、教養教育の見直しやグローバル化への対応など大学教育の改革が本格的に進められているが、加えて、高校と大学の教育の見直し、高・大連携の課題が教育再生実行会議等でも論議されている。その際、高校については普通科の充実のみならず、高校時代の生徒たちの生きがいにつながる政策として、職業教育やキャリア教育の充実も含めた広い視野での議論とその実現が待たれるところである。

静岡県においては、国に先駆けて実学の奨励や、専門高校等からの高等教育への接続などについての積極的な取組みに期待したい。

委員長代行 遠山敦子（公益財団法人トヨタ財団理事長）

⁶³ 平成 22 年 11 月『都立専門高校調査』より

■ 画一的な教育の見直しを

日本では、これまで金太郎飴的な人づくりを行ってきた。高度成長時代には、それが非常に効率の良い方法であったが、今ではそうした方法は通用しなくなり、それぞれが新しい独自のものを生み出す力を持たなければいけない時代になっている。

私は、日本人とは元来、個性が強いのではないかと思っている。聖徳太子が仏教を持ち込んだり「和をもって貴しとなす」という詔を出したりして国を束ねる努力をしたところからも窺えるように、和を尊び協調した社会に見えるのは教育の役割が大きいのではないかと考えている。

また、戦国時代や幕末期のように支配体制が揺らぐ時に、驚くような個性が開花したこともある。松下村塾からあれほどの人材が一気に輩出したことも教育の重要性を示している。

和を尊ぶことは大切だが、個性を殺しては意味がない。行き過ぎた協調強制教育は個人の判断力を殺し、マニュアル通りに行動すれば良しとしがちである。和を尊びながら競うことが大切だろう。

国が存亡の危険に立つ今、再び日本人の本質である強い個性を持った才能が出て来るような教育が必要であり、静岡県においては、日本の教育の根本的な問題である画一的教育をどのように打破して、優れた人材をより強力に育てていくかを考えていくべきである。

■ 若者へ贈る6つの「C」

同時に、若者自身の意識改革も重要であり、私は自分の教室の若者に、優れた研究者になるための6つの「C」を説いている。

好奇心 (curiosity) を大切に、勇気 (courage) を持って困難な問題に挑戦 (challenge) すること。必ずできるという確信 (confidence) を持って、全精力を集中 (concentration) し、そして諦めずに継続 (continuation) すること。

静岡県の若者もこの意識を持って、自分の学びたい道へ進んでもらいたい。

委員長代行 本庶佑 (静岡県公立大学法人理事長)

資料編

1	静岡県高等学校（全日制・定時制）に関する概況.....	36
2	静岡県高等教育機関設置状況.....	45
3	「新しい実学」に関する取組事例等.....	48
4	大学入学資格.....	63
5	大学への飛び入学制度の概要.....	64
6	国が実施した飛び入学に係る各種調査結果.....	66
7	県内高校生の大学進学等に関する意識調査結果の概要.....	69
8	関連する国の審議会答申等.....	70

1 静岡県高等学校（全日制・定時制）に関する概況

1 学校数

- 学校数は142校（本校140校、分校2校）で、前年度に比べ2校減少した。
- 設置者別にみると、公立99校（本校97校、分校2校）で、前年度に比べ2校減少し、私立43校（本校のみ）で、前年度と同数であった。
- 課程別にみると、全日制課程のみを置く学校が121校、定時制課程のみを置く学校が2校、全日制・定時制の両課程を併置している学校が19校となっている。

2 小学科数

- 小学科数（本科）は、全日制270学科、定時制21学科、計291学科となっている。
- 学科別にみると、普通科が124学科で最も多く、次いで工業科57学科、商業科33学科、農業科21学科の順となっている。

* 小学科数は生徒が在籍している学科の数である。

3 生徒数

- 生徒数は99,974人（男50,780人、女49,194人）で、前年度に比べ1,533人減少した。
- 設置者別にみると、公立68,479人、私立31,495人となっている。
- 全生徒数のうち本科の生徒数は99,951人で前年度に比べ1,535人減少した。また、専攻科の生徒数は23人で、前年度より2人増加した。
- 本科の生徒数のうち、全日制課程の生徒数は96,613人で、前年度に比べ1,303人減少し、全日制課程の生徒数の占める割合は96.7%となっている。

図12 学校数、生徒数、教員数の推移

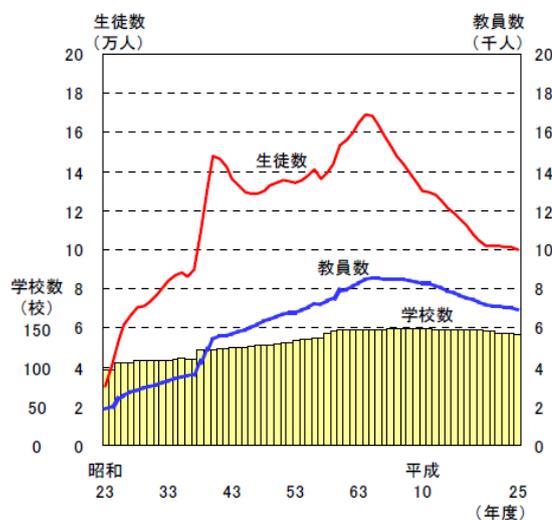


表1 学科別小学科数・生徒数(本科)

区分	小学科数	生徒数
普通科	124	68,114
農業科	21	2,448
工業科	57	7,719
商業科	33	8,782
水産科	4	471
家庭科	4	482
福祉科	6	674
総合学科	9	4,861
その他	33	6,400
計	291	99,951

- 本科の生徒数のうち、定時制課程の生徒数は 3,338 人で、前年度に比べ 232 人減少した。
- 本科の生徒数を学科別にみると、普通科が 68,114 人（全体の 68.1%）で最も多く、次いで商業科 8,782 人（同 8.8%）、工業科 7,719 人（同 7.7%）、総合学科 4,861 人（同 4.9%）の順となっている。
- 平成 24 年度間の帰国生徒数（本科）は 49 人（公立 13 人、私立 36 人）で、前年度に比べ 6 人減少した。
- 外国人生徒数は、885 人（公立 670 人、私立 215 人）で、前年度に比べ 12 人増加した。

4 入学者数

- 本科の入学者数は 33,804 人（全日制課程 32,834 人、定時制課程 970 人）で、前年度に比べ 500 人減少した。
- 入学志願者に対する入学者の割合は、公立 90.0%、私立 34.3%となっている。
- 入学定員に対する入学者の割合は、公立 98.6%、私立 87.5%となっている。

5 教員数

- 教員数（本務者）は 6,907 人（男 4,998 人、女 1,909 人）で、前年度に比べ 132 人減少した。
- 女性教員の占める割合は 27.6%（全国 30.7%）で、前年度に比べ 0.2 ポイント上昇した。
- 本務教員 1 人当たりの生徒数は 14.5 人（全国 14.1 人）で、前年度と比べ 0.1 人増加した。

図13 学科別生徒数(本科)

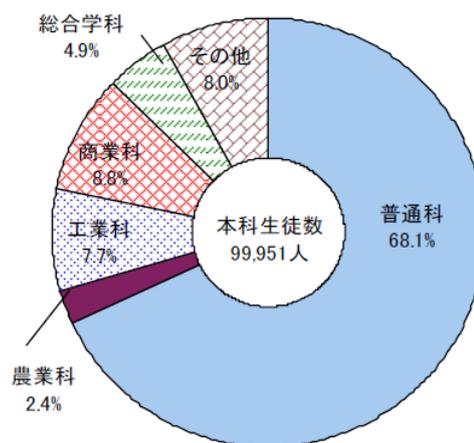


図14 帰国生徒、外国人生徒数の推移

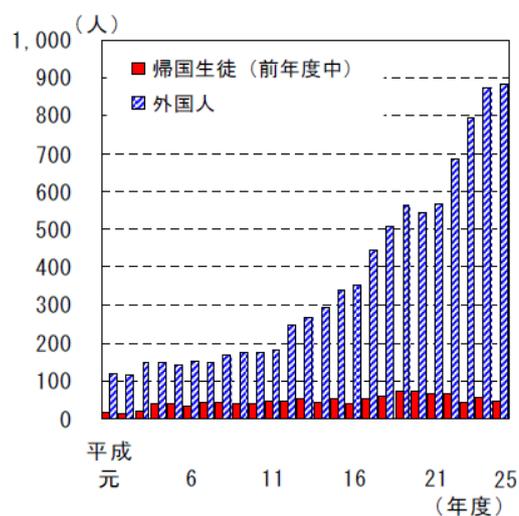
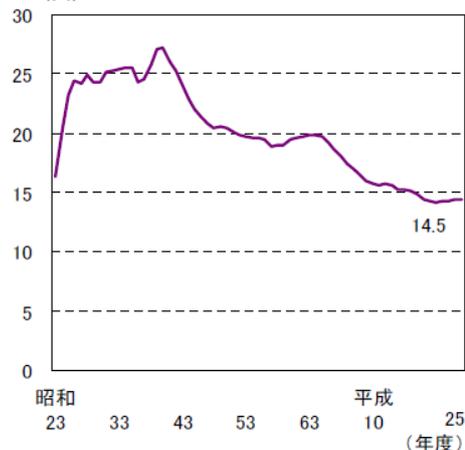


図15 本務教員 1 人当たりの生徒数の推移



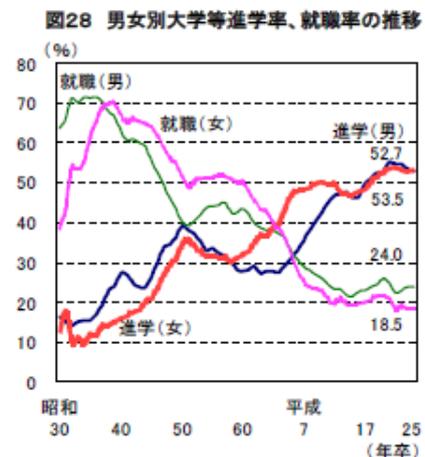
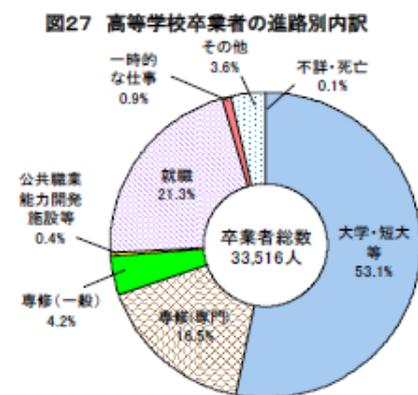
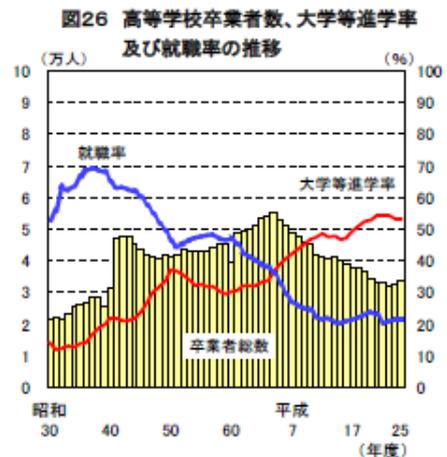
6 高等学校卒業後の状況

(1) 進路別卒業生数

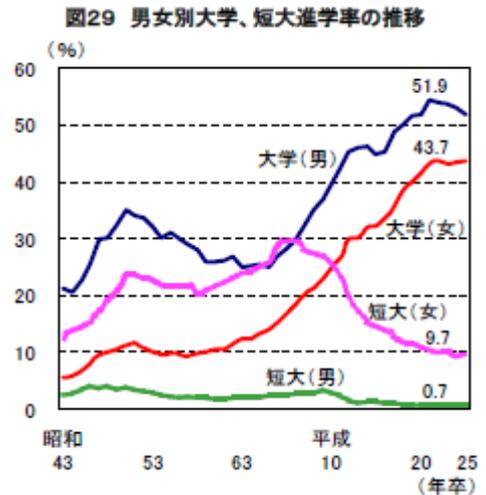
- 平成 25 年 3 月の高等学校卒業生数（全日制課程・定時制課程）は 33,516 人（男 17,047 人、女 16,469 人）で、前年に比べ 993 人増加した。
- 大学等進学者は 17,786 人（男 8,982 人、女 8,804 人）で、前年に比べ 489 人増加した。
- 専修学校（専門課程）進学者は 5,543 人（男 2,203 人、女 3,340 人）で、前年に比べ 99 人増加した。
- 専修学校（一般課程）等入学者は 1,413 人（男 911 人、女 502 人）で、前年に比べ 513 人増加した。
- 公共職業能力開発施設等入学者は 120 人（男 109 人、女 11 人）で、前年に比べ 27 人減少した。
- 就職者数は、7,134 人（男 4,095 人、女 3,039 人）で、前年に比べ 222 人増加した。なお、就職者数には、進学・入学しながら就職した者 7 人（男 2 人、女 5 人）を含んでいる。
- 現役高校生の大学等進学率は 53.1%（全国 53.2%）で、前年に比べ 0.1 ポイント低下した。男子の進学率は 52.7%（全国 50.9%）、女子は 53.5%（全国 55.5%）で、前年に比べ男子は 0.8 ポイント低下し、女子は 0.7 ポイント上昇した。

(2) 大学等進学者及び大学等進学率

- 大学等進学者のうち、大学学部及び短期大学本科への進学者数は 17,762 人で、前年に比べ 484 人増加した。
- 大学学部への進学者数は 16,051 人（男 8,854 人、女 7,197 人）で、前年に比べ 358 人増加し、全卒業者に占める割合は 47.9% となっている。

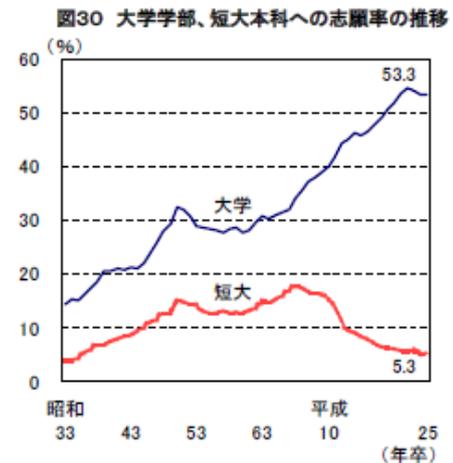


- 短期大学本科への進学者数は1,711人（男113人、女1,598人）で、前年に比べ126人増加した。全卒業者に占める割合は5.1%となっている。
- 男子の大学学部への進学率は51.9%で、前年に比べ1.0ポイント低下した。一方、短期大学本科への進学率は0.7%で、前年に比べ0.1ポイント上昇した。
- 女子の大学学部への進学率は43.7%で、前年に比べ0.3ポイント上昇した。一方、短期大学本科への進学率は9.7%で、前年に比べ0.4ポイント上昇した。



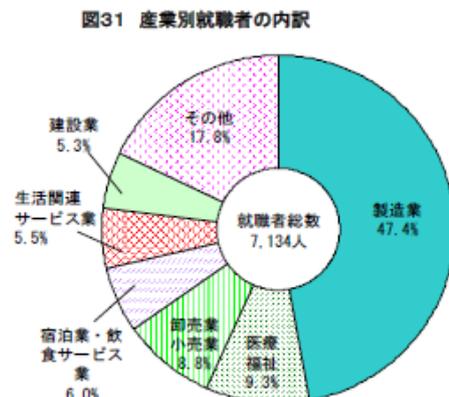
(3) 大学等への志願者数及び志願率

- 大学学部及び短期大学本科への志願者数（過年卒業者を除く）は19,637人（男10,230人、女9,407人）で、前年に比べ601人増加した。
- 大学学部への志願者数は17,858人（男10,102人、女7,756人）で、前年に比べ486人増加した。
- 短期大学本科への志願者数は1,779人（男128人、女1,651人）で、前年に比べ115人増加した。
- 本年3月卒業者の大学学部及び短期大学本科への志願率は、それぞれ53.3%、5.3%で、前年に比べ、大学は0.1ポイント低下し、短期大学は0.2ポイント上昇した。



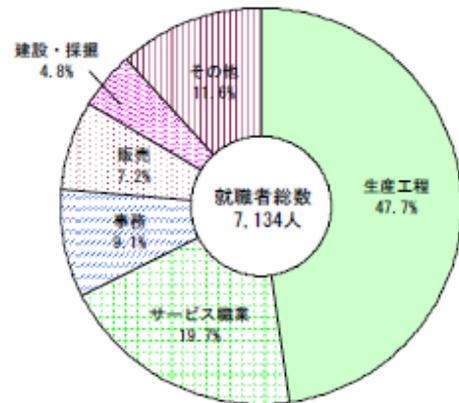
(4) 就職者及び就職率

- 就職率は21.3%（男24.0%、女18.5%、全国17.0%）で、前年と同じであった。
- 就職者数を産業別にみると、製造業が3,378人（全体の47.4%）で最も多く、次いで医療・福祉663人（同9.3%）、卸売業・小売業625人（同8.8%）、宿泊業・飲食サービス業429人（同6.0%）、生活関連サービス業389人（同5.5%）、建設業379人（同5.3%）の順となっている。



- 職業別にみると、生産工程従事者が 3,404 人（全体の 47.7%）で最も多く、次いでサービス職業従事者 1,403 人（同 19.7%）、事務従事者 647 人（同 9.1%）、販売従事者 513 人（同 7.2%）の順となっている。
- 就職者総数のうち、県外へ就職した者は 420 人（男 290 人、女 130 人）で就職者総数の 5.9%（全国 18.0%）を占め、前年に比べ 0.1 ポイント低下した。
- 県外就職者の都道府県別就職先は、愛知県が 141 人、次いで東京都 135 人、神奈川県 74 人の順になっている。

図32 職業別就職者の内訳



（以上、出典：平成 25 年度静岡県学校基本調査）

7 新しい実学に関する県内教育機関

(1) 概要

対 象 校	学校数	生徒数
○職業教育関係の学校		
専門学科等を有する高等学校 (公立・私立)	51	25,437
工業高等専門学校 (沼津高専(専攻科を除く))	1	1,047
専修学校 (一般課程のみの学校及び農林大学校を除く)	87	13,028
公共職業訓練校(若年者コース) (沼津、清水、浜松、あしたか、浜松短大校)	5	364
農林漁業後継者養成施設 (農林大学校、漁業高等学園)	2	192
小 計	146	40,068
○芸術関係の学校 (高等学校のみ)	* 7 (1)	699
○体育関係の学校 (高等学校のみ)	* 1 (1)	120
合 計	152	40,887

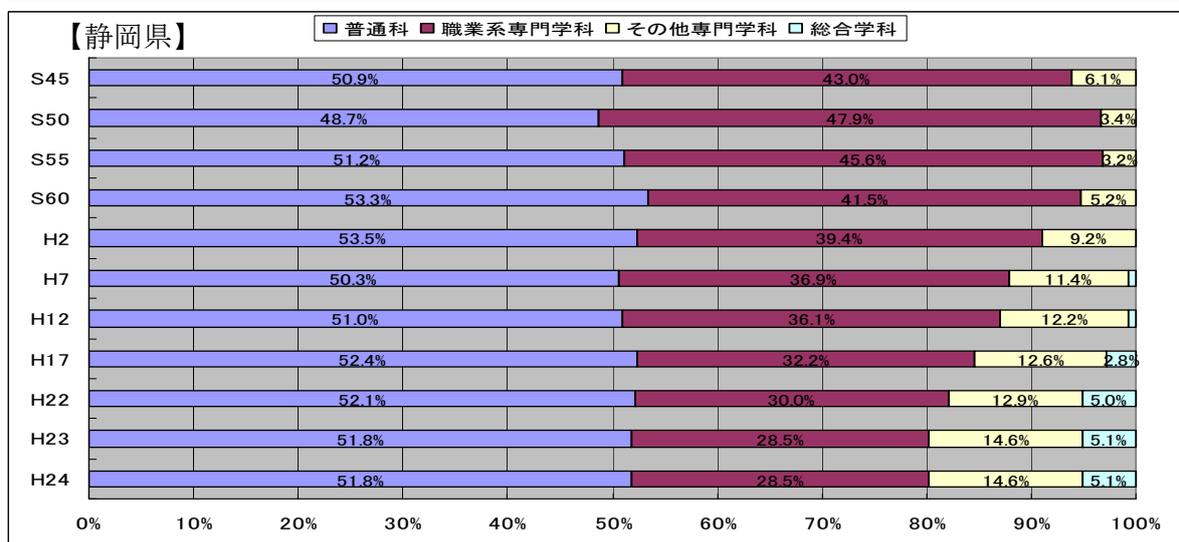
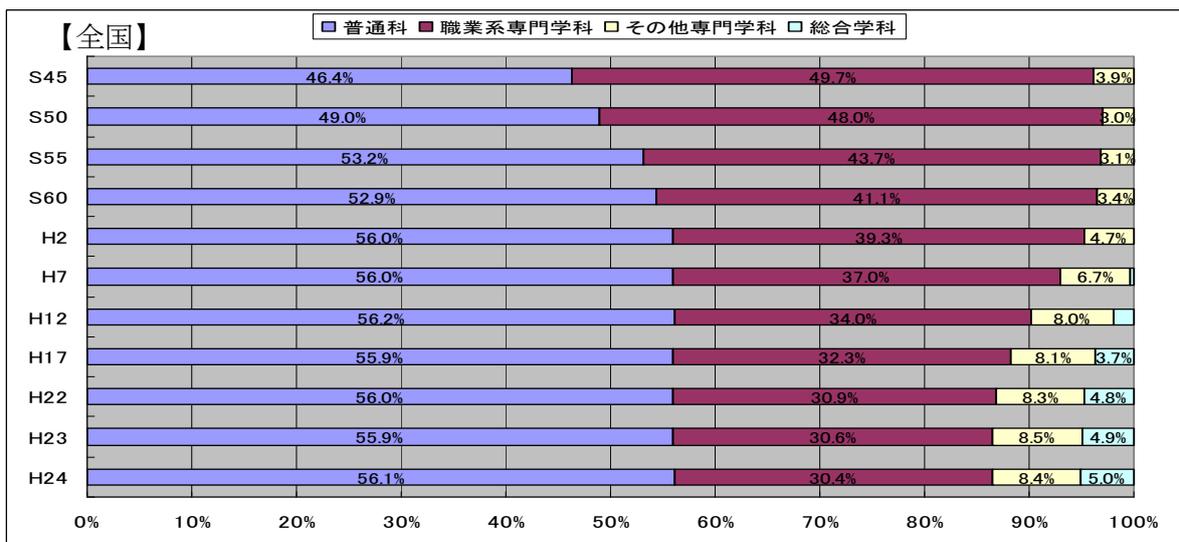
※芸術・体育関係の学校数の()内は職業教育関係高校と併設されている学科のため、合計から除外。

(2) 新しい実学に関する学科を有する高校及び在籍生徒数

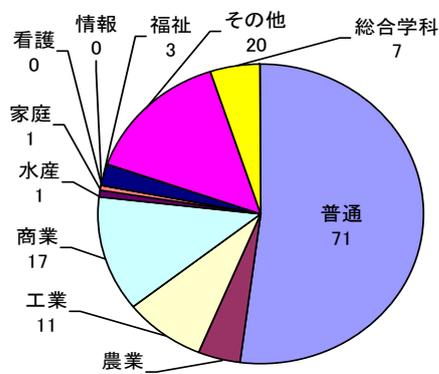
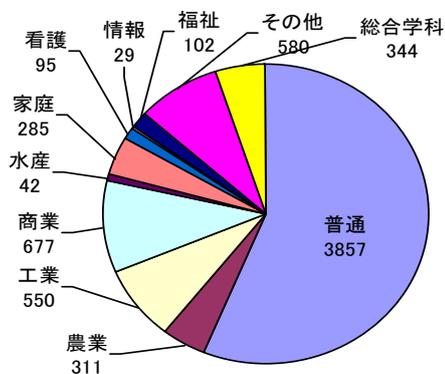
(H25.5.1現在)

区分	学校名	職業を主とする専門学科等							体育に関する学科		芸術に関する学科		
		農業	工業	商業	水産	家庭	福祉	総合	人数	スポーツ探究	人数	芸術音楽	人数
県立	下田(南伊豆分校)	●							103				
	伊東商業			●					455				
	土肥			●					46				
	伊豆総合		●					●	702				
	田方農業	●							608				
	御殿場		●	●		●			599				
	裾野							●	584				
	沼津西											●	105
	沼津工業		●						799				
	沼津商業			●					644				
	吉原工業		●						637				
	富士宮東						●		107				
	富士宮北			●					234				
	富岳館							●	711				
	清水南											●	105
	科学技術		●						1,076				
	静岡農業	●							728				
	静岡商業			●					775				
	駿河総合			●				●	610				
	焼津水産				●				471				
	藤枝北							●	591				
	島田工業		●						719				
	島田商業			●					640				
	吉田						●		104				
	相良			●					328				
	掛川工業		●						653				
	小笠							●	727				
	遠江総合							●	671				
	袋井商業			●					593				
	天竜林業	●	●						310				
	磐田北						●		118				
磐田農業	●							608					
磐田西			●					246					
浜松江之島											●	105	
浜松東			●					472					
浜松大平台							●	482					
浜松工業		●						1,201					
浜松城北工業		●						955					
浜松商業			●					970					
引佐	●	●						434					
気賀			●					92					
市立	富士市立			●				186	●	120			
	静岡市立清水桜が丘			●				447					
私立	三島			●		●	●	546					
	飛龍		●					169					
	静岡県富士見			●				154					
	清水国際			●				149					
	城南静岡			●				718					
	静岡女子			●		●	●	316					
	常葉学園橘										●	14	
	焼津						●	443					
	静清		●					599					
	藤枝順心					●		127			●	70	
	常葉学園菊川										●	131	
	浜松学芸										●	169	
	浜松修学舎			●			●	285					
浜松啓陽			●				495						
	合計	6	13	23	1	4	6	9	25,437	1	120	7	699

8 高等学校普通科、職業系専門学科等数の推移

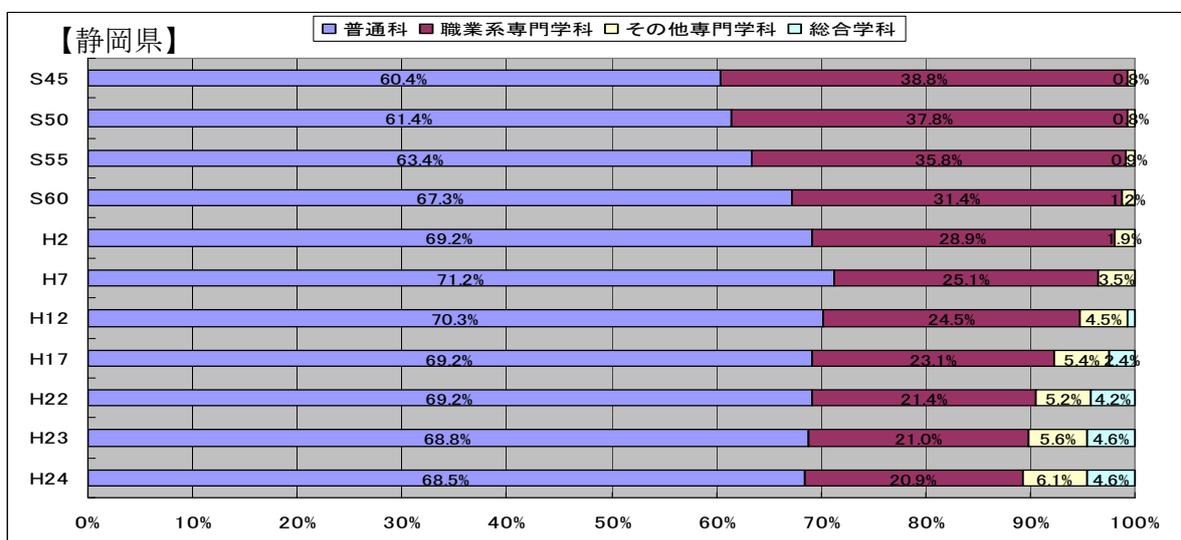
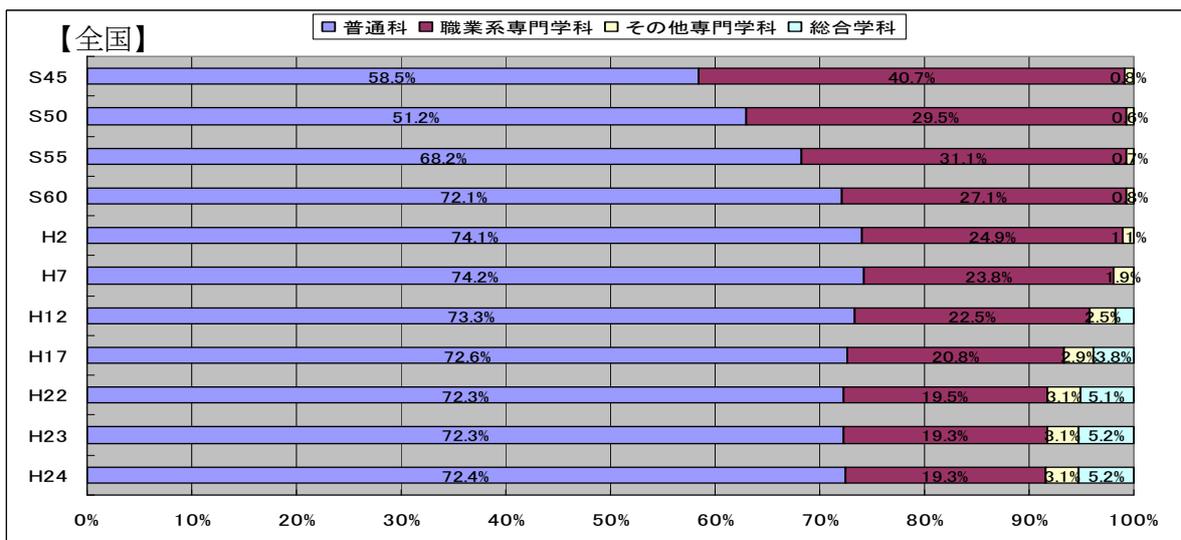


	平成 24 年度学科数											
	計	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	他	総合
全国	6,872	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	580	344
静岡県	137	71	6	11	17	1	1	0	0	3	20	7

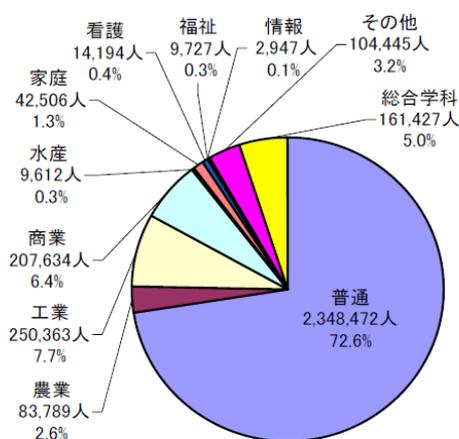


出典：学校基本調査（全国：国公立の全日制＋定時制、静岡県：公立の全日制＋定時制）

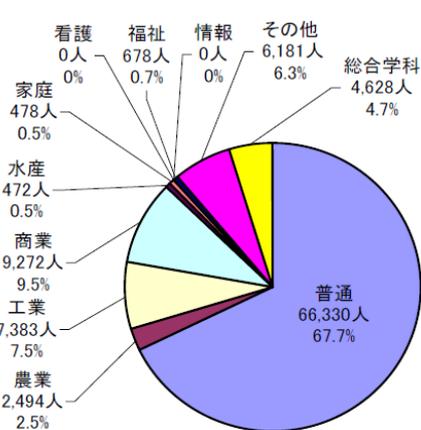
9 学科別生徒数の推移



	平成 24 年学科別生徒数						
	計	普通	農業	工業	商業	その他	総合
全国	3,235,116	2,348,472	83,789	250,363	207,634	183,431	161,427
静岡県	97,916	66,330	2,494	7,383	9,272	7,809	4,628



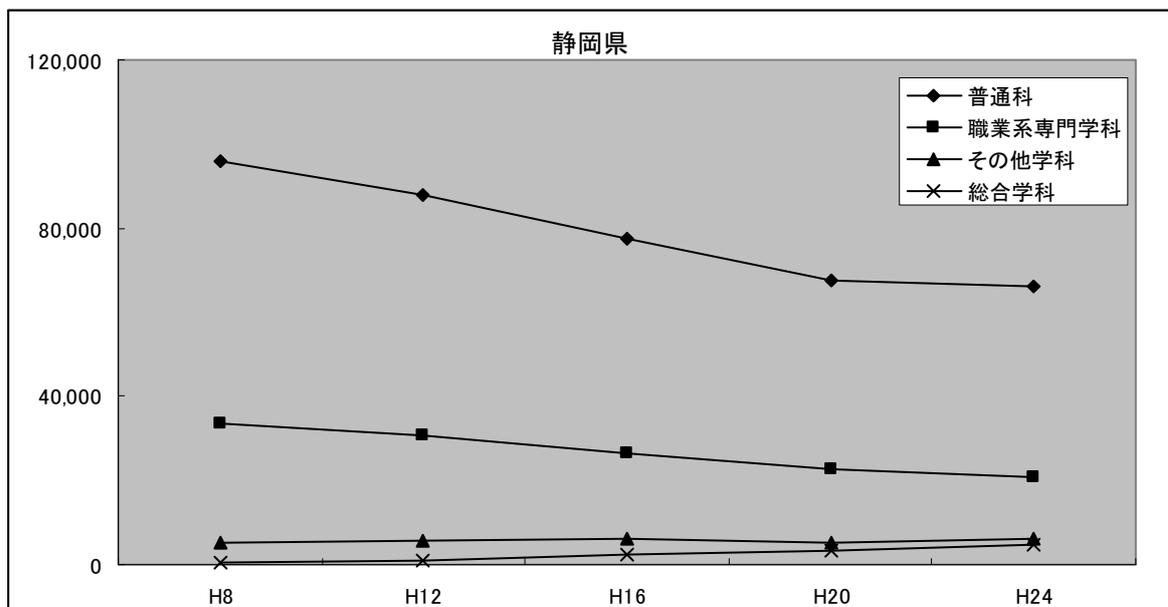
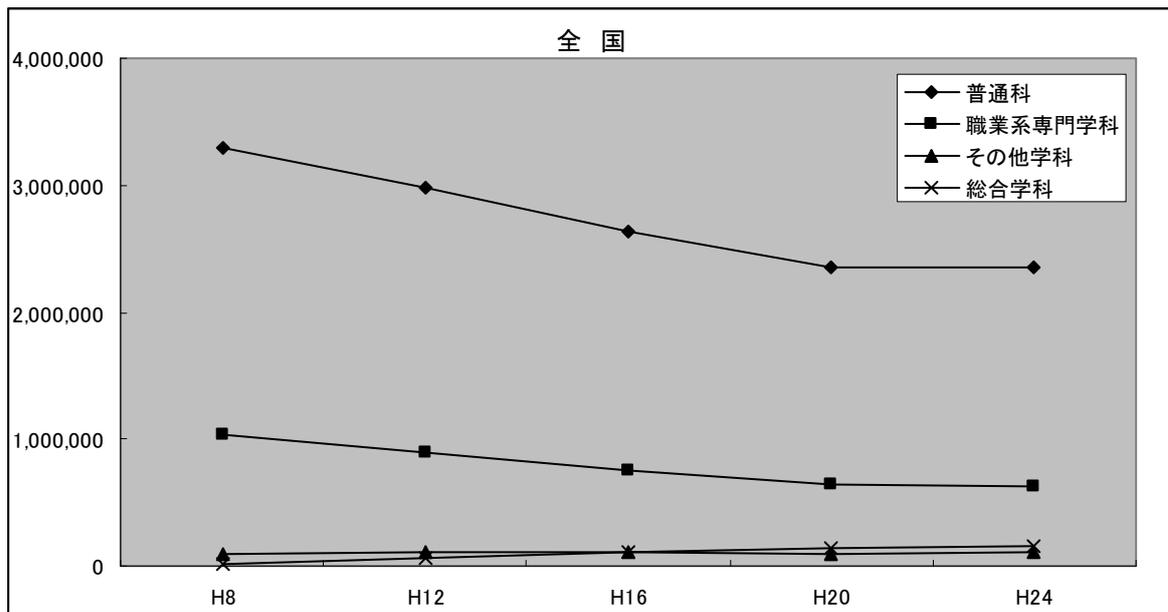
全国
(合計 3,235,116人)



静岡県
(合計 97,916人)

出典：学校基本調査（全国：国公立の全日制+定時制、静岡県：公立の全日制+定時制）

10 高等学校生徒数の推移



出典：学校基本調査（国公立の全日制）

2 静岡県の高等教育機関設置状況

1 学校数

(平成 25 年 5 月現在)

		学校数		
		計	本部を県内に置く学校	本部を県外に置く学校
大 学	国立	3	2	1
	公立	2	2	
	私立	13	8	5
	計	18	12	6
短期大学	公立	1	1	
	私立	5	3	2
	計	6	4	2
高等専門学校	国立	1	1	
高等教育機関計		25	17	8

2 学校一覧及び学生数

(平成 25 年 5 月現在)

種別	学校名	学部・研究科等	学生数			
			大学	短大	高専	計
国立	静岡大学（静岡キャンパス）	人文社会科学部 教育学部 理学部 農学部 人文社会科学研究科（修士） 教育学研究科（修士・博士） 農学研究科（修士） 農学研究科（連合・博士後期） 理学研究科（修士） 法務研究科（専門職） 教育学研究科（専門職）	10,356			10,356
	静岡大学（浜松キャンパス）	情報学部 工学部 情報学研究科（修士） 工学研究科（修士） 自然科学系教育部（修士・博士）				
	浜松医科大学	医学部 助産学専攻科 医学系研究科（修士・博士） 小児発達学研究科（連合・博士後期）	1,177			1,177
	総合研究大学院大学	生命科学研究科遺伝学専攻（博士）	35			35
	沼津工業高等専門学校	機械工学科 電気電子工学科 電子制御工学科 制御情報工学科 物質工学科 専攻科（機械・電気システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、応用物質工学専攻）			1,092	1,092

種別	学校名	学部・研究科等	学生数			
			大学	短大	高専	計
公立	県立大学	薬学部 食品栄養科学部 国際関係学部 経営情報学部 看護学部 薬食生命科学総合学府(修士・博士) 薬学研究科(修士・博士) 生活健康科学研究科(修士・博士) 国際関係学研究科(修士) 経営情報/ハーション研究科(修士・博士) 看護学研究科(修士)	2,837			2,837
	県立大学短期大学部	看護学科 歯科衛生学科 社会福祉学科		626		626
	静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部 文化政策研究科(修士) デザイン研究科(修士)	1,428			1,428
私立	日本大学(国際関係学部)	国際関係学部 国際関係研究科(修士・博士)	3,134			3,134
	日本大学短期大学部	ビジネス教養学科 商経学科 食物栄養学科 専攻科(食物栄養専攻)		425		425
	東海大学(開発工学部) ※H22から募集停止	開発工学部 開発工学研究科(修士)	13			13
	東海大学(海洋学部)	海洋学部 海洋学研究科(修士)	2,106			2,106
	東海大学短期大学部	食物栄養学科 児童教育学科 経営情報学科		409		409
	順天堂大学(保健看護学部)	保健看護学部(1~2年生のみ)	481			481
	常葉大学(富士キャンパス)	経営学部 総合経営学部 社会環境学部 保育学部 環境防災研究科(修士)				
	常葉大学(静岡キャンパス)	教育学部 外国語学部 造形学部 法学部 健康科学部 国際言語文化研究科(修士) 初等教育高度実践研究科(専門職)	5,895			5,895
	常葉大学(浜松キャンパス)	経営学部 ビジネスデザイン学部 健康プロデュース学部 保健医療学部 経営学研究科(修士) 健康科学研究科(修士)				

種別	学校名	学部・研究科等	学生数			
			大学	短大	高専	計
私立	常葉大学短期大学部	日本語日本文学科 英語英文科 保育科 音楽科 専攻科（国語国文専攻、 保育専攻、音楽専攻）		777		777
	静岡英和学院大学	人間社会学部	796			796
	静岡英和学院大学短期大学部	現代コミュニケーション学科 食物学科		319		319
	法政大学大学院 （静岡サテライトキャンパス）	政策創造研究科（修士） イノベーションマネジメント研究科（修士）	29			29
	静岡福祉大学	社会福祉学部	744			744
	東京女子医科大学（看護学部）	看護学部（1年生のみ）	92			92
	静岡理工科大学	理工学部 総合情報学部 システム工学専攻（修士） 材料化学専攻（修士）	1,503			1,503
	静岡産業大学（藤枝キャンパス）	情報学部	2,106			2,106
	静岡産業大学（磐田キャンパス）	経営学部				
	聖隷クリストファー大学	看護学部 社会福祉学部 リハビリテーション学部 助産学専攻科 看護学研究科（修士・博士） 社会福祉学研究科（修士・博士） リハビリテーション科学研究科（修士・博士） 保健科学研究科（博士）	1,512			1,512
	浜松学院大学	現代コミュニケーション学部	434			434
	浜松学院大学短期大学部	幼児教育科		307		307
	光産業創成大学院大学	光産業創成研究科（博士）	25			25
	国立計			11,568		1,092
公立計			4,265	626		4,891
私立計			18,870	2,237		21,107
合計			34,703	2,863	1,092	38,658

出典：平成25年度静岡県学生数等調査⁶⁴

⁶⁴ 当該調査における高等教育機関とは大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校を指す。

3 「新しい実学」に関する取組事例等

1 静岡県教育振興基本計画第2期計画での位置付け

○キャリア教育の推進

- ・ 地域の特色やライフステージに応じ、望ましい勤労観・職業観を育む教育や職業教育等、学校・地域・企業等が連携したキャリア教育推進に努めます。

【主な取組】

職場見学・職場体験・就業体験の促進
地域や産業界との連携強化の促進
キャリア教育実践研修の実施
こころざし育成セミナーの実施
日本の次世代リーダー育成研修の実施

- ・ ものづくり立県を支えていくため、ライフステージに応じてものづくりの楽しさや技能の大切さを教えていくとともに、専門高校の施設を利用した職業教育を推進するなど、ものづくりや技能に触れる機会を提供します。また、高校生ものづくりコンテスト等の大会を支援します。

【主な取組】

ものづくり・技能に触れる機会の充実
WAZAチャレンジ教室の実施
技能マイスターの活用

○魅力ある学校づくり

- ・ 児童生徒の実態や地域社会の実情に応じた学校づくり、専門学科・総合学科・単位制高等学校及び定時制・通信制課程の充実や新たな学科の設置及び学科改善等に努め、特色ある学校づくりを推進します。

【主な取組】

富士山をはじめとする自然・文化等を活用した学習の推進
「静岡県立高等学校第二次長期計画」の推進
県立高等学校における新たな学科の設置や学科改善の実施
高等学校における特色ある教育課程の編成の研究
公立中高一貫教育における成果や課題の検証と改善
グランドデザイン(学校経営構想図)や学校経営計画書の活用促進
教職員の希望表明制度の活用
産業教育設備等の更新・充実
特色ある学校づくりの取組に対するインセンティブ付与を含めた予算配分の見直し

2 静岡県総合計画後期アクションプランでの位置付け

○教育内容の充実

- ・ 社会的、職業的意識を高めるため、地域や産業界との連携を強化し、学校教育の各段階においてキャリア教育の充実を図るとともに、職業教育等の実学を奨励し、「職業講話・職場見学・職場体験・就業体験」、「各学校におけるキャリア教育の体系化」を推進する。
- ・ 将来の地域の産業を担う専門的職業人を育成するため、専門高校等において、学科の特性を生かした教育を推進するとともに、産業教育施設・設備の充実を図る。

○特色ある学校づくりの推進

- ・ 地域の期待に応える、特色ある県立学校づくりを推進するため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、新たな学科の設置や学科改善等に努める。

○高校と大学の連携・接続の強化に向けた取組の促進

- ・ 高度な職業人や、多様な分野で社会や地域をリードする人材をいくせいするため、高校と大学との連携・接続の強化を推進しながら、農業、工業、商業、芸術、スポーツなど「新しい実学」の奨励に向けた取組を促進する。

3 静岡県産業教育審議会答申（平成19年9月）の具現化への取組

（1）キャリア教育の推進体制の整備

○静岡県キャリア教育推進（検討委員会）協議会の設置

- ・ 委員 経済団体、静岡労働局、大学・高校関係者等
- ・ 関連事業 ジョブ・サポート・ティーチャー配置事業等

（2）各学科における取組

ア 農業科

○就業体験やJ A・大学等との連携

- ・ 先端的な農業経営者等による公開講座「夢・未来塾」の推進
- ・ 学校設定科目「農業起業基礎」の開設

○先端技術の利用と環境に配慮した取組

- ・ LED、光触媒、屋上緑化、機能性食品の開発の研究
- ・ 菜の花エコプロジェクトの実践、BDF（バイオフェルフェル）の研究

○「食」の安全に関する学習と倫理観の育成

- ・ 無農薬、無化学肥料による栽培実習

○食農に関する地域との連携

- ・ 校地で栽培したモロヘイヤ等の学校給食での活用（地産池消の推進）

イ 工業科

○学科及び教科横断的な学習の推進

- ・ ものづくりテキストの作成とテキストを活用した教員研修会の実施

○普通教科のカリキュラム編成上の工夫

- ・ 「専門高校学力向上推進委員会」の設置（学校外の学習機関や外部模試の活用）

- チャレンジ精神と環境に配慮する心の育成
 - ・新興国との国際交流の推進（修学旅行、ロボット製作を通じた技術交流等）
 - ・太陽光や風力等を活用した実習装置の設置
- 新しいタイプの専門高校の設置
 - ・工業科と理数科の併置
 - ・理数科目を開設する工業科「理数工学科」の設置

ウ 商業科

- 会計、情報、マーケティングの3つの分野の重視
 - ・商業活動を実践する学校デパートやチャレンジショップの実施
 - ・「新商品開発研究」、「商道德」、「長期インターンシップ」のテキストの活用推進と実践事例発表会の開催
 - ・県とコンビニエンスストア間で締結した包括協定に基づくオリジナル商品の共同開発及び販売
 - ・起業家や地域社会に貢献する人材育成を目的とした研究発表会の開催
- 3つの分野を総合的に学ぶ学科の設置
 - ・大学科類型制（多学科数から少学科数）へ移行、各学科における1年次の専門科目を共通履修

エ 水産科

- 新商品開発や店舗経営等の研究・推進
 - ・加工残滓を用いた魚醤の商品化と模擬店舗「フィッシュパラダイス魚国」の経営
- 「新たな分野」の研究・推進
 - ・和金の飼育を通じたマリンセラピーの推進
 - ・トラフグの種苗生産、焼津地先の築磯域における有用生物の蝸集調査

オ 家庭科

- デザインコース（類型）における専門教育の充実
 - ・学校設定科目「ベーシックデザイン」、「情報デザイン」等の開設
 - ・各分野の専門家（外部講師）による出前授業の実施
- ヒューマンサービスコース（類型）における基礎的な幅広い資質能力の育成
 - ・「課題研究」、「発達と保育」、「児童文化」、「被服製作」等、衣・食・住、保育、福祉等幅広い専門科目の開設
 - ・工業、商業に関する科目が履修可能な教育課程の編成

カ 福祉科

- 社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度の育成
 - ・ミュージックセラピー、アロマセラピー、福祉レクリエーション、スポーツレクリエーション等に関する講師招請授業の実施
- 福祉科の方向性の検討
 - ・「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に基づく介護福祉士養成校として指定

4 職業教育に関する知事褒賞の授与

県内の職業教育を主とする高等学校、農林大学校等の生徒・学生等を対象とした知事褒賞を授与する制度を平成 24 年度から実施。

<平成 24 年度授与対象者>

学校名	氏名	概要
県立御殿場高等学校	小林 あゆみ	エイズ教育推進ポスターコンクール（絵画の部）全国 1 位等
県立沼津工業高等学校	加藤 颯史	ロボカップ 2012 メキシコ世界大会（CoSpace Rescue 部門）優勝等
県立富岳館高等学校	藤井 杏子	日本学校農業クラブ連盟全国大会（プロジェクト発表）出場等
県立静岡商業高等学校	谷口 岬	経済産業省情報処理技術者試験応用情報技術者取得等
県立浜松城北工業高等学校	杉本 就平	高校生ものづくりコンテスト全国大会（旋盤作業部門）出場等
県立浜松商業高等学校	恩田 康平	全国 I T 簿記選手権大会 I T 部門（個人）全国優勝等
東海福祉専門学校	上田 真一郎	介護福祉士模擬試験全国 15 位、障害者スポーツ指導員資格取得等
辻村和服専門学校	熊谷 優	第 50 回技能五輪全国大会銀賞等
静岡福祉医療専門学校	滝澤 舞果	ボランティアグループでの活躍等
島田実業高等専修学校	辻本 清	ワープロ実務検定 1 級、簿記能力検定取得等
専門学校静岡工科自動車大学校	徳田 圭一	危険物取扱者乙種 4 類取得、エコマイレッジチャレンジ 2011 大会出場等
県立東部看護専門学校	渡邊 秀和	学業優秀等
沼津工業高等専門学校	土屋 惇	第一級陸上特殊無線技士資格取得等
県立農林大学校	山田 莉穂	国際植物増殖者会議の全国大会における研究発表等
県立漁業高等学園	颯田 耀平	学業優秀等
県立沼津技術専門校	椎田 加寿也	訓練生技能競技大会旋盤部門優勝等
県立清水技術専門校	中村 謙徒	3 種冷凍機械責任者合格等
県立あしたか職業訓練校	望月 康秀	県障害者技能競技大会優勝、全国大会出場等

5 スポーツ分野での事例（J F A アカデミー福島との連携、協働）

（1）概要

日本サッカー協会（J F A）が福島県・広野町・楡葉町・富岡町と連携して推進する中学・高校の 6 年間を対象としたエリート教育機関。

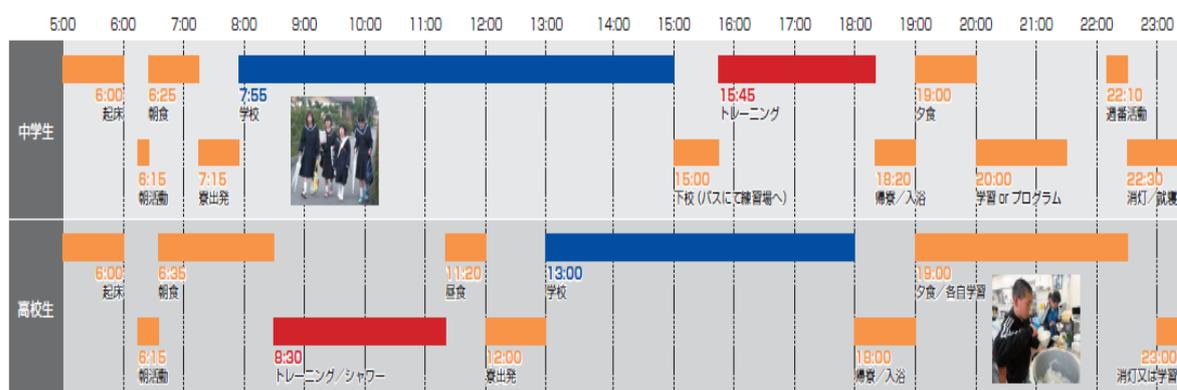
東日本大震災の影響により、2011 年度から静岡県御殿場市に一時移転している。

(2) カリキュラム

6年間の中高一貫による長期的な教育を基本としている。

中学校は、御殿場市立富士岡中学校に通学。

高校は、福島県立富岡高校に籍を置きながら、学校間連携による単位互換を活用し、静岡県立三島長陵高校に通学。



6 芸術分野での事例

(1) 高校生が参加している静岡県舞台芸術センター^{スパック}(SPAC)の事業

ア スパカンファン・プロジェクト SPAC-ENFANTS

フランスを拠点に活動する振付家メルラン・ニヤカム氏と、オーディションにより選抜された県内中高生による国際共同制作プロジェクト。

実施期間	稽古	平成 25 年 4 月～ 8 月
	公演	平成 25 年 8 月 3 日(土)、4 日(日) 大韓民国密陽演劇村 平成 25 年 8 月 9 日(金)、10 日(土) 大阪市阿倍野区民センター 平成 25 年 8 月 17 日(土)、18 日(日)、19 日(土) BOX シアター
演 目	「タカセの夢」	
参加者 (6 人)	井原 未来	沼津市立沼津高等学校 3 年
	秋山 実優	静岡県立清水南高等学校 1 年
	桐部 結	静岡県立焼津中央高等学校 1 年
	高瀬 竣介	学校法人海陽学園海陽中等教育学校 4 年
	田中 香帆	浜松海の星高等学校 1 年
	宮城嶋 静加	静岡県立清水南高等学校 1 年

イ ^{スバック}SPACシアタースクール「親と子の演劇教室」

演劇の魅力や、発声・身体訓練・舞台鑑賞等を通して、中高生や保護者に知ってもらおう。最終日に静岡芸術劇場で発表会を行う。

実施期間	稽古	平成 25 年 7 月～ 8 月
	公演	平成 25 年 8 月 18 日 (日)
演 目	「青い鳥」	
参加者 (14 人)	内山 怜菜	浜松学芸高等学校 2 年
	大石 由紀子	静岡県立島田高等学校 2 年
	酒井 龍一郎	静岡県立清水特別支援学校高等部 2 年
	佐藤 すず	静岡県立静岡北特別支援学校高等部 2 年
	佐野 秀憲	静岡県立島田高等学校 2 年
	中村 駿太	静岡県立島田高等学校 2 年
	成田 悠真	加藤学園高等学校 2 年
	藤川 凌志	静岡県立沼津工業高等学校 2 年
	増田 愛美	静岡県立駿河総合高等学校 2 年
	松野 麗音	常葉学園高等学校 2 年
	望月 彩也子	常葉学園高等学校 2 年
	和田 結	第一学院高等学校 2 年
	滝井 モモコ	静岡市立清水桜が丘高等学校 2 年
	蔦澤 史花	静岡県立静岡城北高等学校 2 年

(2) 県内高校生の世界レベルでの活躍

- 2012 年中日青少年国際書道展特別賞受賞 (県立金谷高等学校)
- 2012 年ダンス「世界選手権ユーススタンダード」出場
(県立熱海高等学校、清水国際高等学校)

静岡県立田方農業高等学校

1 学科及び生徒数

(平成 25 年 5 月現在)

学科名	コース名	学習内容	生徒数
生産科学科	生産技術	野菜の施設栽培、バイオテクノロジーを活用した育種等	123
	生産流通	有機農産物の生産、流通システム等	
園芸デザイン科	フラワー	バイオテクノロジーを活用した草花栽培、フラワーデザイン等	121
	ガーデン	造園技術、ガーデンデザインやエクステリアデザイン等	
動物科学科	生産動物	乳牛を中心とした生産動物の飼育管理等	122
	愛玩動物	ペット、中小動物の飼育法等	
食品化学科	食品加工	食品製造、検査等	121
	食品栄養	栄養分析や微生物の利用等	
ライフデザイン科	フード	調理技術等	121
	セラピー	ユニバーサル園芸等	
計			608

2 特色ある取組

- ・エコファーマー認定、牛乳公正マーク認証、有機 J A S 認証の取得など、安全・安心を重視した農業教育の実践
- ・専門性に則した大学との連携、地元農家による講座、酪農家による技術指導の導入
- ・ J A フレッシュへの生産物納入販売の実施

【主な事例】

○高等学校として全国初の「エコファーマー」認定取得（平成 22 年度）

「持続農業法」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認証を、平成 22 年 12 月に高等学校としては全国初の認証を取得した。

田方農業高校では、平成 20 年から化学肥料や農薬を使用しない農産物生産を徹底し、水稻、ミニトマト、大根、枝豆が認定作物となった。

地元 J A と連携し、エコファーマーのマークがついた同校の農産物を販売している。



○高等学校として全国初の牛乳「公正マーク」取得

乳牛の飼育から牛乳加工までの全工程を生徒が行っている「田農牛乳」、「田農コーヒー」が、全国飲用牛乳公正取引協議会が定める「公正マーク」を、平成24年に高等学校としては全国で初めて取得した。

「公正マーク」は牛乳類の成分などが適切であることを示すものであり、学外機関の定期検査を受けることにより、生徒の衛生管理、商品管理に対する意識向上を図っている。

本商品も学校のほか、地元JAと連携して販売している。



○「食・農」を通じた東日本大震災被災地との連携

全国農業協同組合中央会が主催する、「全国高校生みんなDE笑顔プロジェクト」の「被災地コラボレーション部門」で、東日本大震災で被災した東北の企業と連携する23校に、県内から磐田農業高等学校とともに選ばれた。

岩手県の三陸とれたて市場と協働し、「浜の漁師料理を商品化して豊かで楽しい漁業を築きたい」というニーズに対し、「魚介類を使った新商品のレシピ提案」に取り組んだ。

学校で栽培しているヤーコンと三陸の魚介類を組み合わせたレシピなどを提案している。



静岡県立浜松工業高等学校

1 学科及び生徒数（全日制）

（平成 25 年 5 月現在）

学科名	学習内容	生徒数
システム化学科	化学論理の学習、化学実験、材料合成実験、環境分析などの実習等	126
デザイン科	工業技術基礎、デザイン製図、情報技術基礎、デザイン実習等	126
建築科	建築の文化的・社会的意義の理解、建築を中心とした工業知識、技術の習得等	123
土木科	基礎力学、社会基盤工学、土木施工、測量実習、土質実習等	123
機械科	機械工作・設計・製図、原動機・自動車工学、電子機器・情報技術、生産システム技術等	250
電気科	電気、電子、電気機器、電力技術等	126
情報技術科	コンピュータハードウェア分野、電気回路分野、プログラミング分野等	124
理数工学科	理工系大学進学を目指すための基礎実習と普通科理系科目等（H24 年度新設）	83
		1,081

2 特色ある取組

- ・ スーパーサイエンスハイスクール指定による理数教育の充実
- ・ 高大連携による大学レベルの教育の受講
- ・ 土曜日を活用した大手予備校サテライン講座の受講による学力向上

【主な事例】

○省エネカー（電気自動車）

機械研究部では、毎年、バッテリーで走る電気エコランカーを製作し、県内外の大会などに参加している。

これまでに、高等学校エコカーレース総合大会オープンクラスで平成23年度優勝、24年度準優勝、静岡県高校生エコラン大会電気自動車部門で平成25年まで10連覇を達成するなど、顕著な成績を残している。



○理数工学科の新設による「世界に羽ばたく科学技術者」の育成

平成24年度に新設された理数工学科は、ものづくりのスペシャリストとして理工系大学の進学を目指し、将来の日本をリードするエンジニアの育成を目的としている。

平成25年度からは、スーパーサイエンスハイスクール指定を受け、理数教育と工業教育との融合を図り、大学との連携を進めている。

工業技術基礎等の実習では少人数教育を実施。また、進学に向け1年次から理系カリキュラムを充実させ、英語、数学、理科の単位数を増やしている。

さらに、1年生を対象に英語と数学の朝学習を実施したり、大手予備校の授業を映像により視聴する「サテライン授業」を土曜日に実施したりしている。

その他、高大連携による講座や夏期学習会を実施するとともに、グローバル人材育成のため、海外姉妹校と課題研究報告やサイエンスディベート等の生徒間交流を推進している。



○学習分野を活用し市政に提案

デザイン科3年生が取り組んでいる「卒業制作」では、今年度のテーマを「はままつ×元気」とし、3年間の学習成果をまとめることとしている。

その取組は、生徒が地域社会に目を向け、現状理解を深め、問題意識を持つきっかけとなっている。

地域を元気にするためにデザインで何ができるかという視点で制作する作品を通じ、デザインでの浜松地域活性化策を市長に提案した。



静岡県立袋井商業高等学校

1 学科及び生徒数

(平成 25 年 5 月現在)

学科名	学習内容	生徒数
商業科	「会計」「情報」「マーケティング」分野、チャレンジショップによるビジネス実習	600
		600

2 特色ある取組

- ・生徒によるチャレンジショップ「袋商ショップ」の実施及び総合的な学習の時間への位置付け
- ・全ての生徒が、「会計」「情報」「マーケティング」の3分野を学習するカリキュラム

【主な事例】

○「袋商ショップ」

授業で身に付けた専門的な知識と技術を生かし「本物」の商品を使って販売実習を行う「袋商ショップ」を平成15年度から実施している。

全校生徒が株主及び社員となり、模擬株式会社を設立し、同窓生や地域業者の協力を得て仕入れた商品を販売している。

「おもてなしの心」を社訓に、野菜から車まで、どのような商品を、どのような価格で、どのように販売すればよいかを生徒が1年を通じて考え、12月に開催する。

開店までの期間、協力業者と連携し、インターンシップを実施するとともに、店舗設計や商品知識の習得を図っている。



	来場者数	売上高
第1回	11,473 人	1,900 万円
第2回	9,053 人	1,700 万円
第3回	7,394 人	1,300 万円
第4回	7,456 人	1,200 万円
第5回	8,151 人	1,200 万円
第6回	7,608 人	1,350 万円
第7回	7,129 人	1,300 万円
第8回	7,667 人	1,600 万円
第9回	7,595 人	1,320 万円
第10回	6,082 人	1,040 万円



静岡県立焼津水産高等学校

1 学科及び生徒数（本科）

（平成25年5月現在）

学科名	コース名	学習内容	生徒数
海洋科学科	航海コース	漁業、船舶の運航	118
	機関コース	船舶機関の保守・管理技術	
	開発コース	海洋環境、ダイビング技術	
栽培漁業科		水産生物の種苗生産を通じた魚の生態、安定生産技術、資源管理、海洋環境等	118
食品化学科		食品製造・加工技術、新製品開発研究等	120
流通情報科		水産物の流通、情報技術等	115
計			471

2 特色ある取組

- ・専攻科を活用した5年間の継続した教育
- ・新商品開発研究による産学連携

【主な事例】

○新商品開発研究「小川港産ゴマサバの灰干し開発」

焼津小川港はサバの水揚げが年間2万tを超え、全体の9割近くを占めるものの、多くが肥料・資料に使われ、魚価は低迷している。

そこで、小川港のゴマサバを原料に、「灰干しサバ」を開発することで付加価値の向上を図った。

また、焼津が鰹節の一大生産地であることから、鰹節の生産時に排出される木灰を用いた地元の特色ある製品とした。

さらに、資源保護につながる棒受け網漁のPRもあわせて行うとともに、キャラクターデザインを活用した商品化を実施した。

この製法は地元企業に技術移転され、販売されることとなった。

この取組は平成25年度第22回全国水産海洋系高等学校生徒研究発表大会で最優秀賞（文部科学大臣奨励賞・水産庁長官賞）を受賞した。



私立浜松学芸高等学校

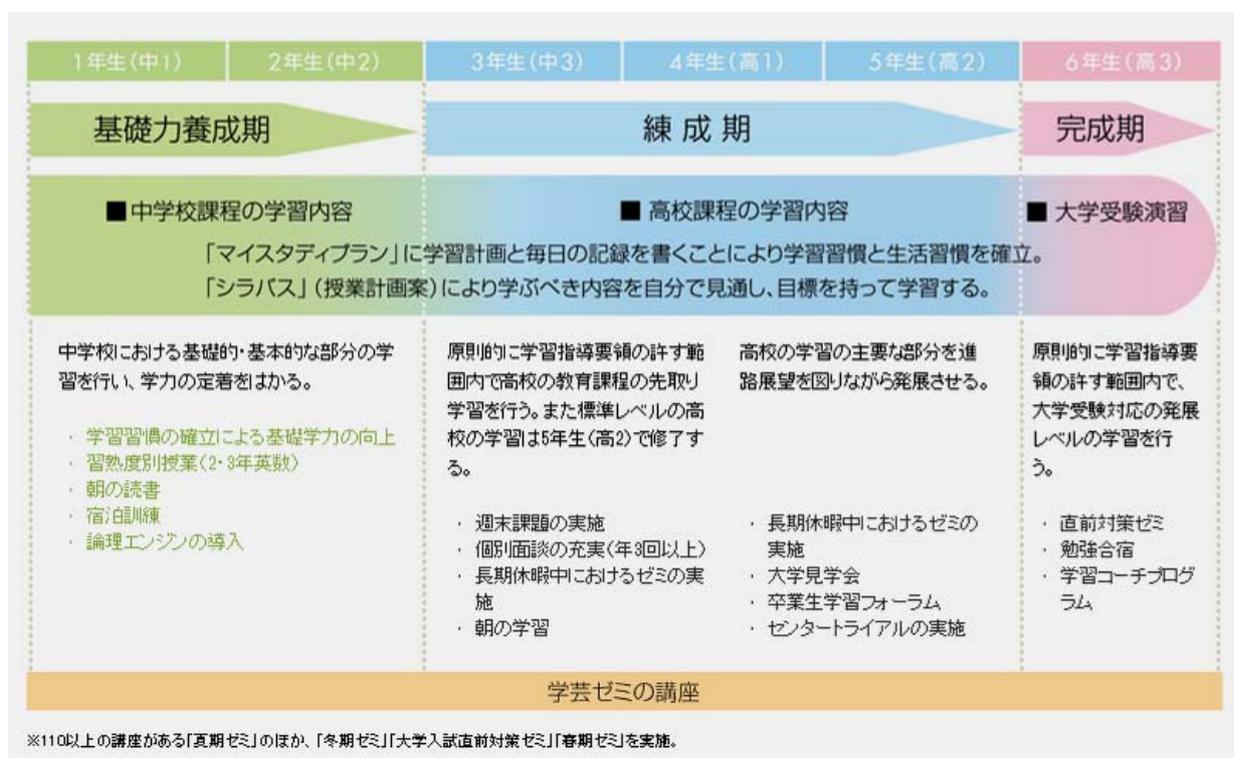
1 学科及び生徒数

(平成 25 年 5 月現在)

学科名	コース名	学習内容	生徒数
普通科	特進コース	独自の教育システム「学習フロンティア運動」に基づいた高いレベルの授業により、難関大学合格を目指す。	745
芸術科	音楽課程	ピアノ専攻、声楽専攻、教育音楽専攻、作曲専攻、管弦打楽器・箏専攻 幼児・初等教育専攻（平成 26 年度新設）	169
	電子音楽課程	電子オルガン専攻 幼児・初等教育専攻（平成 26 年度新設）	
	美術課程	油絵専攻、日本画専攻、デザイン専攻、彫刻専攻	
	書道課程	書道専攻	
計			914

2 特色ある取組

芸術科を有する中高一貫の進学校としての特性を生かした教育
(普通科)



(芸術科)

- ・ 全国で唯一の電子音楽課程を設置
- ・ 音楽課程、電子音楽課程に幼児・初等教育専攻を設置（平成 26 年度より）
- ・ 目的別、専攻別の少人数授業の実施

3 卒業生の活躍

(1) 芸術科 音楽課程



イタリアでオペラデビュー。

■ 1994年度卒業

マツツオーネ 谷口 晶子 ——— ● オペラ歌手



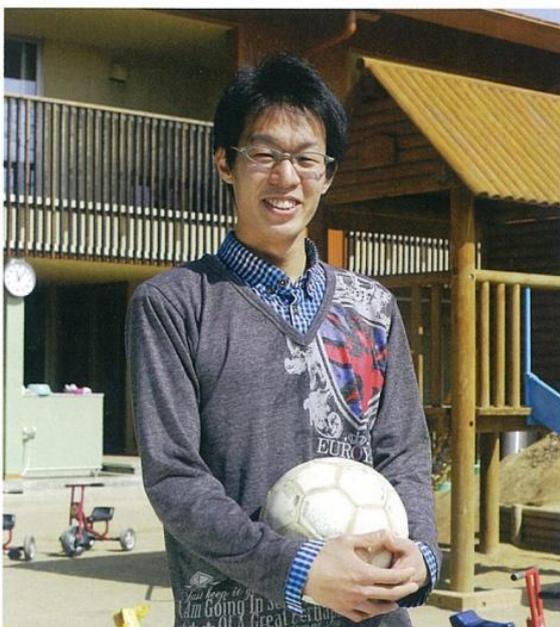
幼い頃から音楽が好きだった私ですが、学芸では目立たない生徒でした。「自分が前へ一歩進む小さな目標を持ち続けよう」。高校時代に得た心の在り方は、武蔵野音大から同大学院、二期会オペラ研修、大学附属講師、イタリア留学、それぞれの時代から現在まで変わらず持ち続けているものです。目の前の目標をクリアして一歩前に進むと次の目標ができ、自然に道がひらけていきました。

あるコンクールで審査員長を務めたイタリア人歌手に「あなたの声はイタリアオペラにぴったり! どうしてイタリアに来ないの?」と話し掛けられたのを機に、イタリアへ。渡伊1年後、オーディションに合格し、ミラノで『道化師』のネッダ役でオペラデビューしました。今は、イタリア人の夫との結婚生活を送りながらオペラ歌手としてイタリアの文化を学び披露していますが、いつか他国の人に日本の歌を通して日本文化を紹介できる歌手へと成長していきたい。また、イタリアで勉強したいと思う日本人たちのアシストもできたら、と夢を膨らませています。

<マツツオーネ・たにぐち・あきこ>

武蔵野音楽大学声楽科・同大学院、共に首席卒業。東京二期会オペラ研修所マスタークラス修了時、優秀賞受賞にて正会員となる。武蔵野音楽大学附属音楽教室の講師を経て渡伊。ミラノ音楽院等で研修を積み、ミラノ『道化師』ネッダ役でイタリアデビュー。リッソーネ国際音楽コンクール(伊)3位、ベルカント・ソプラノ・コンコロソ第3位受賞。

(2) 芸術科電子音楽課程



子どもと関わる仕事は楽しい。

■ 2009年度卒業

安藤 靖人 ——— ● なかよし保育園保育士

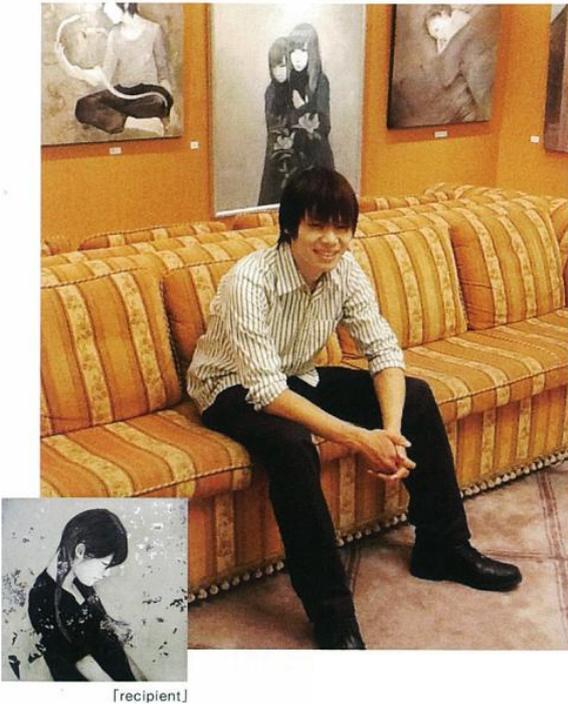
高校受験の時、将来は子どもと関わる仕事がしたいと思っていた僕は名古屋芸術大学の子ども発達学科の受験を踏まえて学芸の電子音楽課程に入りました。学芸で電子オルガンや音楽の知識を身につけ、大学で専門的に子どもの教育を受けたことは、今の自分にとても役立っています。地元浜松に戻り、保育士の仕事に就いて2年目。子どもの自主性を育むために、子どもたちが好きな遊びを自分で選ぶ、というのが基本。たとえば何か作りたいそうだな、と感じたら、ハサミと紙をわざと置いたり、僕が砂を入れたペットボトルでマラカス風にリズムをとったり、フィンガーペインティングをやってみたりと、子どもが興味持ちそうなものを用意して自然に誘います。

僕が受け持つ子どもたちは大勢でも、子どもにすれば先生は1人ですから、子どもとの関係作りが大切。僕は電子音楽を学び、サッカーをしていたおかげで、音楽を用いたり体を動かしたりして子どもたちを楽しませることができます。女性が多い職場ですが、保育園のお父さんのような存在になりたいですね。

<あんどろ・やすひと>

名古屋芸術大学人間発達学部子ども発達学科卒業。なかよし保育園保育士として活躍。

(3) 芸術科 美術課程



日本画と現代美術の道。

■ 2007年度卒業
川島 優 ———— ● 愛知県立芸術大学大学院生

いま、愛知県立芸術大学大学院の美術研究科で、具象的な日本画を描いています。大学院での研究テーマは「現代という退廃文化の中に存在する自身の美至上的理想化」。説明するのが難しいのですが、対象が持っている特性や美しさ、面白さを見つけ出して、それをそのまま描くのではなく、対象からイメージを得てまったく別なものとして具現化する「日本画寄りの現代アート」として表現してみたい。もともとデザインに興味があったので、アートフェアや世界的な企画展などさまざまなシチュエーションにおいて、現代文化を創造していけたなと思っています。まずは大学院で修士・博士を取り、僕は院展に出品しているので日本画家として表現力を磨きつつ、現代アートの作家としても活動していきたいですね。また、日本にしかない固有の美術、文化財などを修復・維持する人材も必要だと思います。学芸の後輩たちには、ぜひ美術の力を少しでも社会的に貢献できるよう頑張ってもらいたいと思っています。

<かわしま・ゆう>

愛知県立芸術大学大学院美術研究科博士前期課程日本画領域1年。2012年/再興第97回院展「fact」初入選。2013年/愛知県立芸術大学主席卒業卒業制作F150号「あらゆる境涯を汚染する者あらゆる境涯を浄化する者」桑原賞受賞。春の院展「recipient」入選。

(4) 芸術科 書道課程



誉めて伸ばす教育者に。

■ 2010年度卒業
松山 美和子 ———— ● 筑波大学芸術専門学群 美術専攻書コース3年

小3から始めた書道を続けたいと思い、学芸へ。専門的な授業と本格的な指導に、それまでやっていたのは「習字」で、学芸では「書道」なのだとはわかりました。高校時代は毎日が楽しく、書道漬け。7人と少人数だったので、ライバルではあるのですが、賞を取った時には一緒に喜び合う、そんな家族みたいな関係でしたね。

主に仮名をやっていますが、流れる線とピリッとした線、伸びやかさ、流麗さ、空間の取り方が好きです。将来は教員になりたいので、書道をつけながら中学と高校の教員免許が取得できる筑波に進学しました。夢がかなって先生になれたなら、誉めて伸ばすような教育がしたい。私がそうだったように、誉められると誰でも頑張ろうって気持ちになりますから。書道が好きだけど専門的には……とためらっているあなた。書道課程の先生の指導力はすごいから、まかせて大丈夫。結果的に書道ではない道に進んだとしても、学芸の3年間は必ずあなたの人生にプラスになるはずです。

<まつやま・みわこ>

つくば大学芸術専門学群美術専攻書コース3年。第34回全国高等学校総合文化祭書道部門奨励賞。平成21年度静岡県高等学校総合文化祭書道部門静岡県教育長賞。第16回全日本高校・大学生書道展書道展賞。

4 大学入学資格

大学（短期大学を含む。大学院を除く）の入学資格は以下のいずれかに該当する者に認められる。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（法第90条第1項）
- ② 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者（法第90条第1項）
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）（施行規則第150条第1号、昭和56年文部省告示第153号第2号）
- ④ 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）（昭和56年文部省告示第153号第1号、第2号）
- ⑤ 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）（昭和56年文部省告示第153号第3号、第4号）
- ⑥ 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者（施行規則第150条第2号）
- ⑦ 指定された専修学校の高等課程を修了した者（施行規則第150条第3号）
- ⑧ 旧制学校等を修了した者（昭和23年文部省告示第47号第1号、第19の2号）
- ⑨ 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者（昭和23年文部省告示第47号第20号、第22号）
- ⑩ 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者（昭和23年文部省告示第47号第23号）
※CISの旧名称であるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了したもののについても入学資格が認められる。
- ⑪ 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（施行規則第150条第5号）
※試験全科目の合格点を取得しても、18歳に達しないと合格者とならないため、飛び入学を除き、18歳未満では大学入学資格を得られない。
- ⑫ 大学において個別の入学資格審査により認めた者（施行規則第150条第7号）
※高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者でなければならない。

※法：学校教育法、施行規則：学校教育法施行規則

5 大学への飛び入学制度の概要

1 飛び入学制度

(1) 趣旨

飛び入学制度は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ろうとするものである⁶⁵。(文部科学省 HP)

(2) 要件

区分	要 件	
対象者	資 質	・大学の定める分野における特に優れた資質 ⁶⁶ を有すること
	年齢等	・高校等に2年以上在学したこと 又は ・高等学校卒業程度認定試験合格者で17歳に達した者
受入大学	・飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院 ⁶⁷ が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること ⁶⁸ 。 ・特に優れた資質の認定にあたって高校の校長の推薦を求める ⁶⁹ など、制度の適切な運用を工夫していること。 ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと。	

⁶⁵ 文部科学省ホームページ「飛び入学について」

⁶⁶ 「特に優れた資質」とは、特定の分野で他に抜きん出て優れた才能を指す。単に通常の試験で高得点を取るような者は対象として想定していない。例えば、分野別の国際的なコンテストにおける顕著な成績などが基準となり得る。

⁶⁷ 大学院を設置していない大学は飛び入学の受入れはできない。また、大学院を設置していない学部・学科・専攻では受入れはできない。

⁶⁸ 飛び入学を実施する大学は、以下のような実績及び体制を有している必要がある。

①特定の分野における特に優れた資質を伸長するため、適切なカリキュラムを編成するとともに、必要な教員が確保されており、十分な指導体制が整っていること。ただし、通常のカリキュラムの中で、その学生の資質を十分に伸長させることもあり得るので、最終的には各大学の主体的な判断による。

②飛び入学により入学した学生が、様々な分野での基礎的な内容を必要に応じ学習することが可能であるようなカリキュラムおよび指導体制が整っていること。ただし、既存のカリキュラムの活用により、そのための機会を確保することも考えられるので、最終的には各大学の主体的な判断による。

③学生に対する助言体制または相談体制が整備されていること。

④円滑に学位が授与されているなど充実した教育研究活動が行われていること。

⑤募集を行う学部などから大学院への進学の実績があること。

⁶⁹ 学校外で特に優れた資質を発揮している者については、学校外での指導者の意見を聴いて高等学校長が推薦するなどの措置を取る。

2 全国での活用実績

(1) 平成 25 年度募集状況

大学名	H25 年度募集学部 (学科)
千葉大学 (千葉県 国立)	<ul style="list-style-type: none"> 理学部 (物理学科、化学科) 工学部 (建築、デザイン、機械工学 等) 文学部 (行動科学科)
名城大学 (愛知県 私立)	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部 (数学科)
昭和女子大学 (東京都 私立)	<ul style="list-style-type: none"> 人間文化学部 (日本語日本学科 等) 人間社会学部 (心理学科、福祉社会学科 等) 生活科学部 (環境デザイン学科)
成城大学 (東京都 私立)	<ul style="list-style-type: none"> 文芸学部 (英文学科)
エリザベト音楽大学 (広島県 私立)	<ul style="list-style-type: none"> 音楽学部 (音楽文化学科、演奏学科)
会津大学 (福島県 公立)	<ul style="list-style-type: none"> コンピューター理工学部

(2) 入学実績

(単位:人)

年度 大学名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
千葉大学	3	3	3	3	2	3	8	7	9	6	7	5	6	2	1	4	72
名城大学				4	5	5	2	3	1	1	0	1	2	0	2	0	26
昭和女子大学								0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
成城大学								0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
エリザベト音楽大学								0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
会津大学									1	1	1	0	0	0	1	0	4
計	3	3	3	7	7	8	10	10	11	10	9	6	8	2	4	5	106

※実績から見ると、理系学部は入学累計が多く、文系学部では、ほぼ制度活用がなされない。

※昭和女子大学では平成 26 年度から飛び入学の募集を停止した。

※日本体育大学 (体育学部) では平成 26 年度入学者から飛び入学を実施した。

※京都大学 (医学部医学科) では平成 28 年度入学者から飛び入学を実施予定。

6 国が実施した飛び入学に係る各種調査結果

1 全国の各大学における飛び入学の検討状況について(平成15年度 文部科学省調)

○飛び入学実施に関する検討状況(全699大学 1,773学部中)

既に飛び入学をさせている	2大学3学部
実施を検討している	57大学112学部
現時点では実施の予定はない	660大学1,658学部

○「現時点では実施の予定はない」と回答した学部(全1,658学部)において、検討をしていない理由(1学部から複数回答あり)

学校教育法第56条第2項第1号に定める大学院が置かれていない	166学部 (10.0%)
学校教育法第56条第2項に定める「特に優れた資質を有すると認めるもの」の判断が困難	529学部 (31.9%)
関係法令及び通知で大学側に求められている飛び入学させた者への特別な配慮を行うことが困難	352学部 (21.2%)
飛び入学させることは教育上課題が多いという見解を持っている	603学部 (36.4%)
他の大学でもほとんど実施されていない	425学部 (25.6%)
関心がない	111学部 (6.7%)
その他	308学部 (18.6%)

※「その他」と回答した具体的理由の例(自由記述回答)

- ・時期尚早である。
- ・現状では要望が多くない。
- ・後期中等教育における基礎学力形成を重視。
- ・精神的成熟を必要とする分野もあるので。
- ・飛び入学に関する優先度が低い。
- ・早期卒業制度を導入しているため、飛び入学は必要ない。

2 「飛び入学」制度に関するアンケート結果概要（平成18年度 文部科学省実施）

○調査目的

「飛び入学」の件数が伸展してこなかった要因の分析を深め、それらの課題解決に向けた方策の検討に資する。

○調査方法等

- ・調査対象：平成17年度に文部科学省が実施した「大学における教育内容等の改革状況調査」において、「いわゆる『飛び入学』制度の実施を検討している」と回答した大学の学部全て（29大学50学部）。
- ・調査方法：調査対象大学に対し調査票を送付し、記入後、調査票を回収。
- ・実施時期：平成18年9月
- ・回答率：72.0%（23大学36学部）

○調査結果概要

（1）各大学の検討体制

- i) 特別な学内組織を設けて検討 0学部（0%）
- ii) 教授会等の既存の学内組織において検討 4学部（11.1%）
- iii) 個人または複数の担当者による検討 32学部（88.9%）

（2）各大学の検討の進捗状況

- i) 導入することで結論を得た 0学部（0%）
- ii) 導入しないことで結論を得た 5学部（13.9%）
- iii) 継続的に検討中 12学部（33.3%）
- iv) 検討を一時中断している 19学部（52.8%）

（3）具体的に制度導入の障壁となっている事項

- i) 教育面での効果や課題 8学部（22.2%）
 - ・ 様々な分野を高等学校において履修していないと入学後の修学に困難が予想している。
 - ・ 人格形成の観点から問題があるものと考えている。（特定の高校・短大・高専からの入学・編入学者が多いため、先輩・後輩の意識が強い。大学の教育方針として人格形成・コミュニケーション能力の涵養にも重点を置いているので必ずしも当該分野における優秀な能力があれば良いというわけではない。）
- ii) 大学運営上のメリット等の有無 9学部（25.0%）
 - ・ 制度導入のために解決すべき課題が多い反面、対象となる学生の数もそれほど多くなく、メリットが少ないのではないかと考えた。
 - ・ 特定分野に強い好奇心と深い探究心を持ち、当該分野の研究者になることを希望する意欲的な学生を迎えることができるのではないかと考えた。
 - ・ 優秀な学生を入学させることで大学の知名度向上が図られるのではないかと考えた。
 - ・ （特に附属の高等部からの）学生確保につながるのではないかと考えた。

- iii) 「特に優れた資質」を有する者の選抜方法や高等学校長の推薦等 13 学部 (36.1%)
 - ・ 「特に優れた資質」の判定が困難である(特に社会科学の分野。また、芸術分野の場合も稀有な才能と判定するのは難しい)。
 - ・ 入学者受け入れ方針として、語学等の基礎学力を持ち、意欲のある者の受け入れを目指しているため、必ずしも「特に優れた資質」のみを求めるものではない。
- iv) 「飛び入学」させた者に対する指導体制の整備 13 学部 (36.1%)
 - ・ 担当の教員を確保することが困難である。
 - ・ 特別なカリキュラムを編成することが困難である。
 - ・ 少数の入学者のために特別のカリキュラム編成や教育上の指導体制を整えることが現実的には困難である。
 - ・ 入学者の資質によって特別な配慮の内容が異なってくる。資質に応じて個々にカリキュラムを編成することはできないので、大学が求める資質をある程度絞り込んだ上で体制を整備する必要があるのではないかと。
- v) 自己点検・評価等の事務作業の増加 3 学部 (8.3%)

(4) 各大学の「指導体制」のイメージ

- ・ 優秀な専任の教員スタッフが必要である。
- ・ 制度実施に当たる組織が必要である。
- ・ 制度を運用するための財政的基盤が必要である。
- ・ 特に優れた資質を伸ばすための特別なカリキュラム編成が必要である。
- ・ 高校での履修の不足を補う適切なカリキュラム編成が必要である。
- ・ 心身の発達のバランスに配慮した教育体制が必要である。
- ・ 学生の適性分野を判定し、その資質に応じた指導を行うことが必要である。
- ・ 大学全体の制度への理解が必要である。
- ・ 入学を許可した者に特別のカリキュラムを提供するのは制度趣旨を鑑みれば当然。
- ・ 補習授業は特別な体制を組む必要があるが、通常の大学教育は一般学生と同様のカリキュラムで対応可能。

(5) その他の意見

- ・ 提案公募型の財政的支援を検討しても良いのではないかと。
- ・ 外国の制度を検討する必要があるのではないかと。
- ・ 大学の教育目的は必ずしも特定分野の能力の伸長だけでなく、併せて幅広い見識を涵養する必要がある。
- ・ 現行制度は研究者養成に主眼が置かれていると思われ、対象が限定的となり、制度の普及のためには制度の趣旨を見直す必要があるのではないかと。
- ・ 制度導入に向けた課題が多く、トップダウンの指示がないまま下からの議論の積み上げでは実現まで至らない。
- ・ 高校生を対象とした企画等の場面においては、高校1・2年生の中には実際に3年生を遥かに凌ぐ好奇心や探究心を示し、独学で学んだと思われる専門的な知識を持つ者もあり、そういった生徒には早い時点で体系的な大学教育の機会を与えることが良いと感じる。
- ・ 学部から大学院への飛び入学については友人関係の構築も含めて上手くいっている印象である。

7 県内高校生の大学進学等に関する意識調査結果の概要

1 調査内容

(1) 目的 県内高校生の大学進学に関する意識や飛び入学ニーズの把握等。

(2) 対象 表中の高校に在籍する高校2年生及びその保護者

	普通科	農業科	工業科	商業科	芸術科	総合学科
東部	富士	田方農業	沼津工業	沼津商業	沼津西	富岳館
中部	清水東	静岡農業	科学技術	静岡商業	清水南	藤枝北
西部	浜松北	磐田農業	浜松工業	浜松商業	浜松江之島	小笠

※普通科には理数科、国際科を含む。

(3) 回収率 対象生徒数 4,238人
回答数 生徒4,128人(97.4%)、保護者3,459人(81.6%)

2 調査結果の概要

(1) 大学進学を希望する割合

生徒	平均46.8% (普通科99.5%、芸術科77.8%、その他学科23.9~32.4%)
保護者	平均48.9% (普通科98.6%、芸術科76.8%、その他学科28.4~35.8%)

(2) 大学を選ぶ基準 (上位回答)

- ・生徒が希望する就職につながる大学
- ・生徒が希望する分野の勉強ができる大学
- ・生徒の学力に応じた大学

(3) 進学希望大学の所在地

生徒	県外大学を希望する生徒が多い学科は、普通科55.0%、芸術科49.4%。 県内大学を希望する生徒が多い学科は、総合学科55.8%、農業科49.0%。
保護者	県内大学を希望する保護者は農業科52.7%、総合学科57.7%であるが、「地域にはこだわらない」との回答が多い。

(4) 飛び入学制度の認知度

生徒	・飛び入学制度を知っている割合	平均9.2% (6.3~15.1%)
	・「聞いたことはある」をあわせた認知度	平均42.0% (37.0~59.9%)
保護者	・飛び入学制度を知っている割合	平均21.1% (17.9~30.4%)
	・「聞いたことはある」をあわせた認知度	平均67.0% (63.7~83.9%)

(5) 飛び入学での受験を希望する割合

生徒	・受験を希望する割合	平均4.3% (3.5~5.1%)
	・受験を希望しない割合	平均62.2% (59.0~71.6%)
保護者	・受験に賛成する割合	平均18.2% (15.8~24.5%)
	・受験に反対する割合	平均28.8% (24.4~38.5%)

(6) 飛び入学に際し求める支援 (上位回答)

- ・入学金や授業料の減免
- ・就職支援プログラム
- ・教育・研究に関する特別なプログラム

8 関連する国の審議会答申等

1 「一スペシャリストへの道一」

(職業教育の活性化方策に関する調査研究会議最終報告 (H7.3) より)

- 「職業高校」から「専門高校」へ
 - ・従来の「職業高校」という呼称を「専門高校」と改める。
- 勤労観・職業観の育成
 - ・小学校、中学校、普通高校においても、勤労観・職業観を育成する教育を充実する。
- プロを講師として招へい
 - ・産業界、大学等から専門家を招へいし、非常勤講師として最新かつ高度な知識、技術を直接教授してもらう機会を拡充する。
- 地域連携講座の開設
 - ・企業等外部からの寄附金により運営される「地域連携講座」を開設する。
- 学校・地域連絡会議の設置
 - ・各学校ごとに、学校、PTA、地元産業関係者から構成される「学校・地域連絡会議」を定期的を開催する。
- 科目履修生の受け入れ
 - ・専門高校に社会人を科目履修生として受け入れ、社会人のより多くの学習機会を提供するとともにその学習成果に対し評価を与える。
- 大学入試における特別選抜制度の導入
 - ・大学の判断により特別選抜を行うことができるようにする。
- 専修学校との接続
 - ・専門高校の教育内容に接続した専修学校等のカリキュラムを開発する。

2 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

(中央教育審議会第二次答申 (H9.6) より)

- 一人一人の能力・適性に応じた教育を実現する上で、子どもたちの選択の機会を拡大することが必要。また、学校や地方公共団体等の裁量範囲を拡大することが重要。
- 一人一人の能力・適性に応じた教育を展開するためには、学校間の接続の改善が必要であり、大学・高等学校の入学者選抜の改善、教育上の例外措置が特に重要な課題。
- 特定の分野について稀有な才能を有するごく少数の者については、その能力・適性に応じ、才能を一層伸長し、個性を最大限引き出す観点から18歳未満であっても大学入学資格を認めるよう、制度改革を行うことが適当。

- 対象者については、一分野で突出した才能を保持し、早い時期に専門家から適切な指導を受けることが望まれる者で、将来、学問のフロンティアを開拓する可能性のある者を想定（全国的にごく少数）。当面、高等学校に2年以上在学した17歳以上の者とするのが適当（将来的には、例えば年齢制限を16歳以上の者とするなどについて、答申の実施状況を踏まえつつ、検討することが必要）。
- 早期入学を実施するかどうかは、各大学の自主的な判断によるものとすべき。ただし、受入大学は、博士課程を有する等の一定の条件を充たすことが必要。また、受入れ後は、履修指導の充実、進路変更への対応などについて一定の配慮が必要。

3 「今後の専門高校における教育の在り方等について」

（理科教育及び産業教育審議会答申（H10.7）より）

- 専門高校における教育課程の基本的な基準等
 - ・ 専門教育に関する必修単位数の見直し。
 - ・ より専門的な学習への動機付けや卒業後の進路についての生徒の意識を深めることを目的とした科目及び課題研究等の科目を原則履修科目とする。
 - ・ 学習指導要領上で標準学科を示さないようにする。
 - ・ 総合選択性の導入等の推進、自校以外の学習成果の積極的評価を推進する。
- 新教科「情報」「福祉」の創設
- 職業に関する各種専門教科・科目の内容の改善
- 地域や産業界とのパートナーシップの確立
 - ・ インターンシップの推進。
 - ・ 社会人講師等の積極的活用。
 - ・ 地域に開かれた学校づくり。
 - ・ 専門高校と地域との協力体制。
- その他
 - ・ 資格取得等の奨励及びそのための資格要件の弾力化や学校教育への配慮等。
 - ・ 中学校における進路指導の改善・充実、専門高校における進路指導の充実。
 - ・ 専門高校に配慮した大学入試の実施及び大学での補習教育の実施や専門高校での学習成果を踏まえたカリキュラムの配慮。
 - ・ 普通科における職業教育の充実。
 - ・ 教員の確保や研修の充実。
 - ・ 施設・設備の充実。

4 「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」

(中央教育審議会答申 (H11.12) より)

- いわゆる「飛び入学」については、中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第2次答申での提言を受け、平成9年の学校教育法施行規則の改正により、数学と物理の分野について、17歳で大学に入学する途が開かれており、千葉大学で10年度、11年度に各3名の入学者があったところである。今後は、この制度の活用の成果を検証しつつ、数学、物理以外の分野への拡大の可能性について、実証的な研究を進めていく必要がある。

5 「教育を変える17の提案」

(教育改革国民会議報告 (H12.12) より)

- 一人ひとりの資質や才能を生かすためには、これまでの一律的な教育を改める必要がある。基礎的な知識を確実に身に付けさせるとともに、それぞれが持って生まれた才能を発見し伸ばし、考える力を養う学習を可能にすべきである。
- 高校での学力向上を目的として、学習の成果を測る学習達成度試験を実施する。この学習達成度試験は、年複数回行い、学年を問わず何度でも受験できるようにする。
- 特に優秀な子どもでその大学の教育目標に合う者は飛び入学ができるよう、現在原則18歳となっている大学入学年齢制限を撤廃する。また、高校生が大学の授業を受けたり、単位を取得できる制度の活用をさらに推進する。

【新しい大学・大学院システム (抜粋)】

- ・大学の18歳の入学年齢制限を撤廃する。
- ・大学の9月入学を推進する。
- ・大学院へは優秀な学生が学部の3年修了から進学することを大幅に促進し、このようなことがごく普通にみられるようにする。

※必ずしも早く進学し、卒業することが良い訳ではない。一人ひとりの資質、希望、選択に対応できる柔軟なシステムであることが重要。

6 「一人一人の個性を伸ばす教育を目指して」

(大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続に関する協議会報告 (H19.3) より)

- 高等学校と大学の接続において、十分な能力と意欲を有する者一人一人を伸ばしていくための方策としては、大学への飛び入学や各種高大連携の取組等、様々なものがある。
- これらの取組を適切かつ総合的に活用することにより、「大学生」「高校生」という枠組みに過度に制約されない、学生や生徒の視点に立つ、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開することができると考えられる。

- 一人一人の個性・能力は多様である。たとえ学力において優れた成績を収めている者であっても、全人格的成長の観点から、高等学校に籍を置きながらより高度な教育内容に触れることが適切な者もいるであろうし、逆に、個々の知識が不十分であったとしても、十分に大学レベルの教育内容を学ぶことができる高い学習意欲と学習方法を身に付けている者もいる。そういった様々な個性に対し、適切な選択肢を複数示すことのできる環境の整備が肝要である。
- 各高等学校・大学において、その個性・特色、生徒の能力・意欲等に応じ、飛び入学や高大連携に係る各種の取組を適切かつ総合的に活用し、一人一人の能力を伸ばすための教育の推進が図られることを期待するとともに、国においては、それらの各高等学校・大学の自主的な取組を支援するため、必要な情報提供、財政的支援、その他の環境整備に努めるべきである。

7 「社会総がかりで教育再生を」

(教育再生会議第三次報告 (H19.12) より)

- 環境教育、「ものづくり」教育などの充実を図る
 - ・教育基本法の改正などを踏まえ、主体的に社会の形成に参画する態度を養う教育や国民としての権利・義務に関する教育、環境教育、宗教に関する一般的な教養の教育などの充実を図る。国は、充実した副教材の作成を支援する。
 - ・専門高校の魅力を高める学校作りなど、職業教育を積極的に支援する。
 - ・小中学校段階で、例えば「ものづくり」体験や、大学、高等専門学校、専門学校、専門高校などにおける地域産業や経済界と連携した「ものづくり」教育をはじめ、産業、職業への理解を図る。その際、あらゆることを学校で教えるのではなく、学校外での実践も重視する。
- 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る
 - ・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
- 学力の向上に徹底的に取り組む －「6334制」を弾力化する。
 - 大学への飛び入学、高大連携を促進する。
 - ・現在、大学への飛び入学がなぜ進んでいないのかを速やかに検証し、受入れ大学に課されている指導体制の制約など制度の弾力化を含め、飛び入学促進の具体的な措置を講じる。
 - ・高校生が大学等の講義を受けて、入学前に単位を修得できる機会の拡大や大学入試選抜における一定の考慮などの取組を拡大する。

8 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 (中央教育審議会答申 (H23.1) より)

○発達段階に応じた体系的なキャリア教育

●基本的な考え方

- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組。
- ・ 子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援。
- ・ 能力や態度の育成を通じた勤労観、職業観等の価値観の自己形成、自己確立。

●充実方策

- ・ 教育方針の明確化と教育課程への位置付け。
- ・ 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善。
- ・ 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備。

○後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育推進

●高等学校(特に普通科)におけるキャリア教育

- ・ キャリア教育の中核となる教科等の明確化の推進。
- ・ 就業体験活動の効果的な活用。
- ・ 普通科における職業科目の履修機会の確保。
- ・ 進路指導の実践の改善・充実。

●高等学校専門学科における職業教育

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成。
- ・ 長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用。
- ・ 地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成。
- ・ 専攻科の在り方と高等教育機関との接続。

●高等学校総合学科

- ・ 目的意識等を持たせる教育活動の充実。
- ・ 中学生、保護者や教職員の理解促進。
- ・ 多様な学習機会を保障するための教員配置等条件整備。

9 「平成の学制大改革に関する提言」

(自民党教育再生実行本部第二次提言 (H25.5) より)

○後期中等教育等の複線化 (普通教育と専門教育、公立と私立)

●専門高校等における専門人材 (マイスター) 養成を推進

- ・ 後期中等教育における職業教育 (専門高校、総合高校、高等専修学校 (専修学校高等課程)) の抜本的拡充、支援。
- ・ 専門高校の高専化、専攻科の活用、専門高校と専門学校 (専修学校専門課程) の連携接続等による中学校卒業後の5年一貫職業教育 (全国200校の整備) について検討。
- ・ ジュニアマイスターの称号付与など、専門高校等の魅力向上に向けた取組の促進。

●普通高校と専門高校の適正比率の検証

10 「教育振興基本計画」 (H25.6 閣議決定より)

○基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【基本的考え方】

- 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また、我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。

【主な取組】

- 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を充実し、特に、高等学校普通科におけるキャリア教育を推進する。
その際、子ども・若者の発達の段階に応じて学校の教育活動全体を通じた指導を進めるとともに、地域におけるキャリア教育支援のための協議会の設置促進等を通じ、職場体験活動・インターンシップ等の体験活動や外部人材の活用など地域・社会や産業界等と連携・協働した取組を推進する。特に大学においては、産業界の協力を得て、国内外でのインターンシップの機会を大幅に増やす。
- 13-2 学校横断的な職業教育の推進
- ・ 成長分野等において中核的専門人材を養成するため、教育機関と産業界等との連携により、学習ユニット積み上げ方式※など社会人等が学びやすい学習システムを構築する。また、職業に関する学習が継続して行われ、社会においてその成果が適正に評価されるような学習・評価システムの構築を図る。
- 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
- ・ 専門高校においては、長期の就業実習など体験的活動を通じて、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図る。また、技術者や社会人講師による実践的な指導や、大学、産業界等との連携強化などを通じて、最先端の職業教育を推進する。

* 個人のキャリア段階に応じた学習が可能となるよう、一定のルールの下で、体系的に複数の単位の積み上げを可能とする学習方式。

大学・短期大学においては、国際水準や社会的動向を踏まえた分野別到達目標や第三者評価の導入・改善、大学間連携による共同教育体制の構築や産学協働による教育改善の推進などを通じた、分野毎の高度な専門教育を実現する。

高等専門学校においては、知識・技能の高度化等に対応した学科の在り方の見直しを行う。

専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。

さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

13-4 社会への接続支援

- ・ 学生等の就職・採用活動を支援するため、関係府省と連携しつつ、大学等における体制整備（就職相談員の配置やジョブサポーターとの連携強化、大学等内へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化等）や、就職・採用活動の環境整備（就職・採用活動開始時期の変更や通年採用等の導入など採用慣行の適正化へ向けた取組の推進や既卒3年新卒扱いの標準化、大学における学修成果の適切な評価等）等を促進する。

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- ・ スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職（出産等により一度離職した女性の再就職など）などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。このような観点から、イノベーションの創出を支えるプログラムや、就職や円滑な転職等につながるような実践的なプログラムを教育機関と産業界等との協働により開発することを通じて、大学・大学院・専門学校等における社会人の受入れ等を推進する。また、社会人の大学等での学習については、時間的・経済的制約が課題となっている状況を踏まえ、企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め、環境整備を行う。さらに、時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。

○基本施策 14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

● 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。

【主な取組】

14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- ・ 中学校卒業後からの5年一貫の特色ある専門教育により、優れたものづくり人材の養成を行う高等専門学校について、基本的な施策を体系的に整理し、推進することを通じて、その機能強化を図る。
- ・ ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供する知識基盤社会での土台づくりの場として、短期大学の役割や機能の再構築の検討を深める。

また、教育機関と産業界等との連携により、質の高い実践的職業教育の充実を図る。

14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成

- ・ スポーツ基本計画に基づき、国際競技力の向上に向け関係団体等と連携し、発掘・育成・強化の各段階において、優れた素質を有するジュニアアスリートをトップアスリート層まで引き上げるための人材養成システムを構築する。
- ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会の提供を充実するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成に対し支援する。また、子どもたちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。

○基本施策 16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】

● グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。

● このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定、適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

【主な取組】

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- ・ 日本人の海外留学者数の大幅な増加（2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：6万人から12万人、高校：3万人から6万人））を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。

さらに、様々な交流機会の提供（外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等）や、子どもたちに国際的な視野を持たせ、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。